[訳出]

オニール, オノラ (2002) 『信頼をめぐる問い: BBC リース講義2002』 ケンブリッジ大学出版局

O'Neill, Onora (2002). *A Question of Trust:* The BBC Reith Lectures 2002, Cambridge University Press

石川伸子

【訳者解題】

本稿は、Onora O'Neill が 2002 年に行った BBC リース講義 「、*A Question of Trust*(『信頼をめぐる問い』)の全訳である。

オノラ・オニール(1941-)はイギリスの上院議員であり、ケンブリッジ大学の名誉教授に就いている。彼女は John Rawls の弟子として、またイギリスを代表するカント主義哲学者として知られ、国境を跨る正義、人権、生命倫理などに関する著作活動を重ねてきた。かつ彼女は信頼性や答責性の問題に焦点を当て講じてきた哲学者として知られ、本稿訳出の講義の他にも、たとえば"What we don't understand about trust"(「信頼について我々が理解していないこと」)と題する講演を 2013 年に行っている。

2017 年、オニールは the Berggruen Prize を受賞した²。そして受賞に際しては *A Question of Trust* に対し審査員から、(It) "distinguished between trust and trustworthiness in ways now important to debates on the political and other implications of new media." という評価が寄せられた³。しかし、オニールの単著の中で日本語に翻訳されたものは、現時点では *Bounds of Justice* (『正義の境界』神島裕子訳、みすず書房、2016 年)のみとなっている。

A Question of Trust における問題関心を理解するために、ここで同著冒頭にある「紹介文」を引用しておきたい。「我々は、もはや自分たちの公共サービス、公的機関、またはそれらを運営する人々を信頼できないと言う。 我々が頼りにしなければならない専門家たち――政治家、医師、科学者、ビジネスマン、ほか多数――は猜疑心を以って扱われている。 彼らの言葉は疑いを持たれ、彼らの動機は疑義に晒されている。 現実のものであろうと、認識されたものであろうと、こうした信頼の危機は社会とデモクラシーに活力を失わせるインパクトを持つ。〈では〉人々や組織をより答責的にさせることで、信頼は復興されうるのだろうか? あるいは、

答責性の複雑なシステムや統制それ自体が、信頼を損傷させるのだろうか?オノラ・オニールは現行のアプローチに異論をはさみ、我々の社会における騙しの根源を追究し、報道の自由の問題を再考している。この2002年のリース講義は、信頼と騙しについての哲学者の見解を提示し、現代のデモクラシー下で信頼を復興することができるのかどうか、またどのようにすればそれを復興できるのかを問うている。

本著におけるオニールの主たる考察対象はイギリスである。とはいえ、 現代のデモクラシー下で信頼を復興することができるのかどうか、またど のようにすればそれを復興できるのかという問題は、現在の日本社会に とっても共通の関心事といえるのではないか。

O'Neill, Onora (2002). A Question of Trust:

The BBC Reith Lecture 2002, Cambridge University Press.

CONTENTS

Preface 「序文]

- 1 Spreading suspicion [拡散しゆく猜疑心]
 - (1) 'Without trust we cannot stand' [「信無くんば立たず」]
 - (2) The crisis of trust 「信頼の危機]
 - (3) Active trust 「積極的信頼]
 - (4) Trust and risk 「信頼とリスク]
 - (5) Some new suspicions [いくつかの新たな猜疑心]
- 2 Trust and terror [信頼と恐怖]
 - (1) Daily trust [日常的な信頼]
 - (2) Trust and fear [信頼と恐れ]
 - (3) Trust, rights and democracy [信頼、および権利とデモクラシー]
 - (4) Which duties? [いかなる義務か?]
 - (5) Trust during the dark times [暗い時代における信頼]
- 3 Called to account [答責性の要請]
 - (1) Is trust failing? [信頼は減退しているのか?]
 - (2) More perfect accountability? [より完璧な答責性?]
 - (3) Accountability and mistrust [答責性と不信感]
 - (4) Real accountability? [真の答責性?]

- 4 Trust and transparency [信頼と透明性]
 - (1) Trust and information [信頼と情報]
 - (2) Deception and misinformation [騙しと誤報]
 - (3) Information and informed consent [情報とインフォームド・コンセント]
- 5 Licence to deceive? [騙すためのライセンス?]
 - (1) Testing and trusting [テストすることと良質な判断に基づき信頼を寄せること]
 - (2) Informed consent and trust [インフォームド・コンセントと信頼]
 - (3) Trust and the media [信頼とメディア]
 - (4) Press freedom in the twenty-first century [21世紀の報道の自由]
 - (5) Assessable communication and Kantian autonomy [精査可能なコミュニケーションとカント哲学の自律]

【凡例】

読みやすさを図るために、

- ・適宜に句読点および段落替えを施している。
- ・〈 〉で訳者が言葉を補っている。

序文

我々が trusting を止めたというのは本当だろうか?信頼に値しない行動が、信頼をあまりに危険に晒したのだろうか?信頼は廃れているのだろうか? 2002 年の春に私が行ったリース講義は、こうした問いかけから始めた。〈そして〉程無く明らかになったのは、我々が「信頼喪失の危機」に直面していることを示す証拠は、非常に雑多であるということであった。

我々はしばしば猜疑心を表明しながらも、絶えず他者に信頼を寄せている。〈いうなれば〉我々の態度と行動は分岐する。〈では〉我々は口先だけでなく行動で証明し、信頼に見切りをつけるべきなのだろうか?あるいは信頼に見切りをつけることは、まさに統制や監査といった抽象的なシステムに、より信頼を寄せることになるのだろうか?

trustingとは盲目的な服従ではなく、良質な判断を以って、信頼を寄せたり寄せるのを拒否したりすることである。それゆえ我々は、どこに信頼を寄せるべきかの判断を可能にする、社会的および政治的諸組織を必要とする。然るに、こうした諸組織や専門家らを信頼に値させようとする先端的なやり方のいくつかは、我々が信頼を寄せるべきか否かを判断する能力を掘り崩す。

我々は諸々の人権を熱心に謳うが、それぞれ互いに両立しうるのか、あるいは〈人権に〉対応する義務が相応しいものであるのかを問うことがない。我々は公的機関に細目にわたる業績目標を設けるが、それらが創出する自己満足的なインセンティヴに甘んじている。我々は中央から複雑な諸組織を細かいところまで管理しようとするが、なぜ〈その結果〉良質で効率的なガバナンスというよりは過度に複雑で不十分なガバナンスに至るのかと首をかしげている。我々は情報に基づく独自評価を追求することに

[訳出]

よってではなく、業績評価指数によって質を判断しようとする。我々は公人の生活に完全な透明性を望むが、騙しを制限するという、より根本的な目標を軽視する。我々はある種の報道の自由を支持するが、その支持は自分たちが自由なプレスを必要とする理由にしたがってなされているわけではない。

この一連の講義を行うことは、楽しいものであった。私を招聘してくれた BBC に感謝すると共に、様々な面で私を支えてくれている Sue Lawley、Gwynneth Williams、Charlie Sigler、そして Sue Collins にも感謝の意を表したい。

Onora O'Neill, Newnham College, Cambridge April 2002

1 拡散しゆく猜疑心

(1)「信無くんば立たず」

孔子は弟子の子貢に、統治には三つのものが必要だと教えた。それは、武器、食糧、そして信頼である」。また孔子は、もし支配者がこれらすべてを保つことができないのであれば、最初に武器を、次に食糧を断念すべきとし、信頼を手放すのは最後にすべきだと説いた。信無くんば立たず、である。

孔子の〈このような〉思想は、今日に至ってなお説得力を有している。 〈たとえば〉タリバンが信頼を失いその歩兵らが脱走したとき、武器は何らタリバンの役に立たなかった。また政府およびその配給システムが信頼されているのであれば、食糧不足が必ずしも政府を転覆しないことは、第二次世界大戦の経験が示している。

〈もっとも〉信頼を称賛し必要とするのは、支配者や政府に限られるわけではない。我々一人ひとり、そしてあらゆる専門的職業および組織が信頼を必要とする。我々が信頼を必要とするのは、我々は他者が言葉通りに行動することを信じられなければならないし、また我々が言葉通りに行動することを他者に受け入れてもらう必要があるからだ。〈したがって〉「信頼が完全に不在な状況は、人を朝起こすことさえ妨げるであろう。」というニクラス・ルーマンの指摘は、正しかったのである。2。

(2) 信頼の危機

我々は信頼を必要とするであろうが、良質な判断に基づき信頼を寄せる ことはしばしば難しく、リスクを伴うように思われる。我々は日々、政治 家や公職者、病院や監査部局、企業や学校が信頼に値しない行動をなした ことをニュースで見聞する。我々は、信頼の深まる危機に直面しているといわれている。また我々は日々、企業人や専門家、公務員や政治家らがより多くのステイクホルダーに対してより答責的であることが望まれ、そのための試みがなされていることも見聞している。しかしながら、答責性の改革は我々のいう「信頼喪失の危機」への処方箋となるのだろうか?

本書を構成する五つの章を通じ、私は信頼の危機とみなされているもの、およびそれへの処方箋とされているもの、双方について論じるつもりである。私は門外漢の立場でそれを遂行する。信頼の危機についての専門家や解説者は、主に社会学者やジャーナリストである。彼らは、我々が誰を信頼するのかしないのか、とりわけ誰を信頼する、しないと述べているのかを解明しようとしてきた。〈そのようにして〉かれらは、気落ちさせるような数多の証拠を生み出してきたのである。処方箋については、あらゆる側から提案がなされている。すなわち、政治家や活動団体、研究者やジャーナリストらは人権のさらなる尊重、より高水準の答責性、そしてより質の高い透明性を推奨してきた。これらがもし「信頼喪失の危機」の処方箋であるならば、我々はもう成果をみてきているはずである。しかしながら、〈成果よりは〉むしろ批判の声が高まっている。

私は信頼をより哲学的知見から、そして同時に(願わくば)より実際的知見から考察しようと思う。(私が信じるに)これら二つの知見は自然と相伴うものである。〈では〉我々が他者に信頼を寄せるためには何が必要なのか?適切に信頼を寄せるために、我々はいかなる証拠を要するのであろうか?人権やデモクラシーが、信頼を寄せうる社会のための基礎なのか、それとも信頼には他の諸条件が要請されるのか、答責性の改革は信頼を支えるのか、あるいは掘り崩すのか?

私は議論を起こすにあたって、みな信頼を守るという保証を我々は持ち

えないことを共通了解とする。人々が合意を守り、信頼を裏切らないということを確かにするための工夫された措置は、つまるところ信頼に裏付けられなければならない。つまり、ある時点で我々は何の保証もなく、信頼するしかない。〈よって〉「誰が見張り役を見張るのか?」³という古き間いに対する完璧な答えなどないのである。にもかかわらず、まさにあらゆる保証が不完全であるがゆえに、信頼は厳密に要請されるのだ。保証は、もしそれによって人々が信頼できる基盤に辿りつけなければ役に立たないし、保証を保証するという連鎖も、それが信頼できる基盤に辿りつかなければいくら長大な連鎖となっても無用なのである。ゆえに、信頼は他者の行動について隙のない保証を前提としたり要求したりはできないし、また保証がないからという理由で信頼を差し控えるのも合理的とはいえないのである。〈そもそも〉我々が保証や証拠を持つとき、信頼を寄せることは余計である。我々は5×11 = 55であること、我々が現に生存していること、あるいは太陽が今朝昇ったことについては、信頼を必要としない4。

我々は信頼を保証がなくとも寄せなくてはならないので、時には否応な く間違って寄せてしまう。〈このようにして〉他者は我々を失望させるし、 我々は他者を失望させる。こうした事態が生じるとき、信頼やそれに基づ いた関係性は共に傷つけられる。常に観察されることであるが、信頼を獲 得するのは難しく、他方でそれを失うのは容易である。信頼は価値ある社 会資本であり、浪費されるべきものではない。

もし何の保証も持ちえないならば、我々は慎重に信頼を寄せる必要がある。これは容易なことではない。「オオカミだ。オオカミ〈が来るぞ〉!」と叫んだ羊飼いの少年は結局自分の羊たちを失うが、それは彼が偽りの警告によって幾度となく他者を欺いた後に起きたことである。騙しと裏切りは頻繁に成功する。内通者やテロリスト、横領犯やペテン師、詐欺師やフ

リーライダーらは他者の信頼を醸成し、後にそれを破壊する。彼らは〈いわば〉他者の信頼をしばしば持ち逃げするのである。信頼の破壊は「エデンの園」以来——もっともそこではさほど功を奏しなかったが、あちらこちらに存在してきた。今日に至って信頼の破壊は、より多様化かつ巧妙化し、しばしば成功裏に終わっているのである。

我々は信頼の破壊者たちを呪うこと、ましてやかれらをパラダイスから 駆逐することなどできないが、騙しや詐欺を思い止まらせ予防するため に、念入りな対策を採っている。つまり、高位な基準を打ち立てそれを施 行する。〈そこでは〉人権の要請が法に、制度に、そして我々すべてに課 される。契約ははるかに厳格な仕方で、合意や約束を明確化し正式なもの とする。職業規範は職業上の責任を、一層の厳格さを以って規定するので ある。

多くの努力はまた、信頼に値する行為を確かなものとすることに捧げられた。会計監査役は諸々の会計を吟味する(然るに監査役は信頼に値するか?)。試験官は試験対象者を調べ、評価を付ける(然るに試験管は信頼に値するか?)。警察官は諸犯罪について調査する(然るに警察官は信頼に値するのか?)。ますます洗練化する技術は、信頼の破壊を阻止しそれを見抜くために、様々に展開されている。それらは、施錠や金庫、パスワードやアイデンティティカードから、監視カメラや複雑な暗号化にまで及ぶ。このような信頼の濫用を防ぐための取り組みは膨大で容赦なく、コスト高である。よって結果は常に、完璧からは程遠い。

〈では〉これらの対抗的手段は、信頼の復興あるいは猜疑心の減少を促し始めたのであろうか?社会学者やジャーナリストは〈この点について〉ほとんど伝えていない。彼らは次のように主張する。我々は、公共的信頼の喪失を深める危機の下にあり、この危機は、我々にとって最も馴染み深

い組織や公職者ですら免れていない。不信感は今や、単に法や受容されている規範を犯す者、また詐欺や金儲けをする者たちに向けられてはいないようである。不信感や猜疑心は、正当といわれる理由を以って生活のあらゆる領域に広がってきた。〈たとえば〉市民は、もはや政府、政治家、大臣、警察、裁判所、あるいは刑務所を信頼していないといわれる。消費者は、もはや企業(とりわけ大企業)やそれが生産する製品を信頼していないといわれる。我々の誰もが、銀行や保険会社あるいは年金プロバイダーを信頼していないといわれる。〈さらに〉患者は、もはや医師(Dr.シップマンを想起せよ!⑤)、特に病院やそのコンサルタントを信頼しないといわれる。〈このように〉「信頼の喪失」は、我々の時代にありふれたものとなってきたのである。

〈然るに〉こうした信頼の危機を示す証拠は、どれほど確かなのだろうか?イギリスにおいて最も体系化された証拠の多くは、世論調査や類似の研究調査に見出すことが可能である。これらの調査員は、慎重にコントロールされた公衆のサンプルに、特定の専門的職業や公職者を信頼するか否かを問う。この問いに答えるのは容易ではない。〈なぜなら〉我々のほとんどは、ある専門家は信頼するが他の専門家は信頼しない、ある公職者は信頼するが他の公職者は信頼しない、ある事柄については信頼するが他の事柄については信頼しない、といいたいのだ。私は、学校の先生が子供に算数を教えることに信頼を寄せようが、シチズンシップを教えるとなるとそうはならない。私は、家庭医が咽頭炎の診断やその処方をすることに信頼を寄せようが、心臓発作となるとそうはならない。私は、自らの当座預金を以ってその銀行に信頼を寄せようが、生きていくための蓄えを授けるとなるとそうはならない。調査員に応答する際、我々は我々に内在する真の判断に伴う複雑さを表明しなかったり、我々が描く異なる個人や制度

の間の差異を軽視したり、異なる活動に属するそれぞれの信頼性について、自分たちの判断を均質化したりする。

我々は、このようにして得られる世論調査の結果についての認識や報道される公共的信頼度についての認識を得るために、ジャーナリストに依存する。ここにはいくらかの皮肉が見出せる。というのも、これらの世論調査は繰り返し、イギリスにおいてはいかなる専門的職業もジャーナリストよりは信頼されていることを示すから。ジャーナリスト――中でも新聞記者――は通常政治家や大臣よりも信頼されていないし、科学者や公務員と比べればなおさらである。また裁判官、あるいは宗教指導者、あるいは医者と比べれば劇的に〈信頼度の低さが〉顕著となる。無論、公衆はこれらのカテゴリー内の区別も想定している。看護師や家庭医は、病院のコンサルタントよりも信頼されている。大学の科学者は、企業の科学者よりも信頼されている。テレビのニュース司会者は、新聞記者よりも信頼されている。世論に関する新聞記事はしばしば、最も印象的な統計値、とりわけ極度の不信感を示唆するものを目立たせてきた。新聞記事は質問やカテゴリーの曖昧さを滅多に解説しない。もしくは信頼は中くらいなのか高いのか、といったケースばかりを扱うのである。

(3) 積極的信頼

イギリスにおける諸々の世論調査は、多種多様な公職者および専門家への公衆の信頼が低く、かつ減少していることを示しているようにみえる。 世論調査はたしかに、猜疑心の風潮を明らかにする。しかし、それ以上の何かを示すのだろうか?我々が世論調査員に打ち明ける意見は、我々が実際に他者に対して信頼を寄せる仕方によって、とりわけ我々が公務員、専門家や組織に信頼を寄せたり寄せなかったりする仕方によって、裏付けら れるものなのだろうか?

我々が実際に自分たちの信頼を寄せるやり方が〈差し出す〉証拠は、〈世論調査のそれとは〉かなり異なる方向を示すように私にはみえる。 我々は常に、他者に、専門家らや諸組織に信頼を寄せている。我々のほと んどすべてが、水道会社から提供される水を飲み、普通の農作業により産 出されスーパーマーケットで販売される食品を食べる。我々のほとんどす べてが、車道(そしてさらに合理的には鉄道!)を使用する。我々のほと んどすべてが、ニュースを聞き新聞を購読する。我々は、たとえ何らかの 疑念を抱いているとしても、製薬業界で生産される薬剤、国民医療サービ スの〈提供する〉病院により行われる手術、郵便局による配送業務、多く の不慣れな運転手と共有される車道に信頼を寄せ続けている。〈すなわち〉 我々は絶えず多くの他者に、信頼を寄せているのである。

行動は言葉よりも雄弁なのだろうか?我々が実際に信頼を寄せる仕方は、世論調査員へのコメント以上に信頼の、より精確な尺度なのだろうか?もし我々が本当に、我々の一部が世論調査員に伝えているように不信感を抱いているのであれば、我々はこのように行為するであろうか?もし他の選択肢がないのであれば、我々はそのようにするかもしれない。おそらく事の真相は、我々が諸々の組織や人々を本当は信頼していないにもかかわらず、ただただそれらに依存せざるをえないことにある。以上の事例の多くにおいて、我々にはほとんど選択肢がないようにみえる。我々がたとえ水道会社に不信感を抱いているとしても、そこが唯一の水の供給源である以上、いかに水道水を避けうるのか?我々がたとえ製薬業界に不信感を抱いているとしても、みずたとえ製薬業界に不信感を抱いているとしても、効率的かつ採算性のある代替がないならば、いかに従来の薬剤を避けうるのか?もし我々に他の情報源がないのであれば、ニュースが(不)正確であると思っても、それをいかに避けうるのか?

とはいえ、このような考え方は実のところ説得力を有するのだろうか? 商品の産出者や提供者に著しく不信感を抱く人々は、彼らに依存すること を拒むことが可能であるし、〈事実〉拒んでいる。水道水に本当に不信感 を抱く人々は、市販の水を飲む、あるいは水を煮沸させる、あるいは浄水 錠剤を利用する。つまり、供給される水の質が著しく疑われるところで は、人々はそのようにするのである。製薬業界やそれらの生産物に対し本 当に不信感を抱く人々は、よりナチュラルな代替処方に依存することを選 択する。新聞に*本当に*不信感を抱く人々は、新聞の購読を止めることがで きる――それでも、彼らはジャーナリストが広める意見、「物語」や態度 から完全に自由になることはできないかもしれないが。従来型農業、食品 製造、小売店、レストランの〈依拠する〉食の安全基準に*本当に*不信感を 抱く人々は、有機栽培食品を食べることができる。こうすることはよりコ スト高かもしれないが、インスタント食品〈の利用〉や外食よりは安く済 む。他の選択肢がある場合、我々は人々が*本当に*不信感を拘いているかど うかを、彼らが述べていることを実際にやっているかをみることによっ て、判別しうるのである。以上の証拠は、我々が信頼していないと公言す る多くの組織や専門家らに、なおも我々が信頼を寄せていることを示唆し ている。

信頼または不信感を示す証拠〈をどう解釈するか〉は、他の選択肢を選ぶことが困難あるいは不可能なときにはより不明確となる。公共財――あるいは公共的害悪に対し、他の選択肢を選ぶ方法がない〈ためである〉。〈たとえば〉我々は、共有の外気を吸わなければならない。――たとえ我々が大気汚染のモニタリングの基準を信頼していないとしても。警察が法的処罰において独占を有している以上、――我々がたとえ警察に疑いの目を向けているとしても、我々の保護は警察に依頼せざるをえない。我々は、

たとえ疑念を抱いているとしても、政府、あるいは法体制、あるいは通貨から退出することはできない。〈では〉我々が依存せざるをえない公共財の産出者や提供者を人々が信頼しないという場合、我々は何を思うべきか?私には次のように思われる。すなわち、人々に選択の余地が皆無なところでは、人々の行動は自分たちが信頼を寄せる、――あるいは不信感を抱くことについての、不確かな証拠しか提供しないのだと。

選択の余地がない場合、不信感の唯一の証拠は、人々が何を語るかにある。とはいえ我々は、選択の余地がある場合を通じて、人々の語りが頼りになりえないことを知っている。選択の余地がある場合ですら、もし我々の語りが頼りになりえない証拠であるならば、なぜ選択の余地がない場合に、語りが頼りになりうる証拠であるなどと考えられるのだろうか?行動を伴わない不信感を表明することはたやすい。つまり、我々は生き方をまったく変えることなしに、不信感の態度や表明を決断や撤回、誇示あるいは転換、擁護あるいは放棄することができるのである。このことは、猜疑心という態度についての何かを示すかもしれないが、どこに我々が信頼を寄せるべきかについてはほとんど、あるいは全くといっていいほど示していない。

(4) 信頼とリスク

それでは、信頼の危機の証拠は他にあるのだろうか?我々は今日、以前よりも信頼に消極的なのだろうか、それとも単に猜疑心を広げる傾向にあるのだろうか?現況の不信感のレベルは、過去のそれに比べて高まっているのだろうか?新たな信頼の危機を示すに足る証拠は、医者や科学者、企業や政治家、詐欺師や同業者のうち、一定数が信頼に値しないことを指し示す以上のものでなければならない。信頼違反は常に存在してきたし、諸

事例だけでは我々が新たな、あるいはより深刻な信頼の危機の只中で暮ら していることを示すことはできない。

社会学者の中には、我々がリスク社会に生きているがゆえに、信頼の危機は現実に起きていて、それは新しいものだと提唱する者がいる。我々は、自分たちが制御あるいは理解することのできない効果を持つ、かなり複雑な制度や実践の中で生活しており、自分たちを隠された理解不能なリスク要因に晒されていると見做すのだという。 *諸個人*は自分たちを取り巻く環境リスク、もしくは原発事故やテロリストの襲撃をほとんど、あるいは全く回避できないのである。

このことは実際その通りであるが、新しい状況であるわけではない。 〈たしかに〉現代社会が与える損害や危機は、伝統社会におけるそれらとは異なっている。しかしながら、リスクを軽減することができないこと、リスクの原因について無知であること、あるいは異なる選択肢を持てないことは、何ら真新しいことではない。歴史に鑑みれば、自分たちの子どもが結核で亡くなるのを経験した十九世紀の人々、群れをなして移動する蝗や感染症の速さに何もできなかった人々、また散発的な食糧不足や燃料不足に苦しんだ人々は、こうした〈過去の〉彼らの社会よりも我々の〈現代の〉社会の方がむしろリスキーだと誰かが考えていることを発見したなら、驚くかもしれない。発展途上の世界で慢性的に食糧不足や干ばつ、構造的汚職やセキュリティ不足に耐える人々も、同じように驚くだろう。もし先進国社会が「リスク社会」の範例であるならば、リスク社会とは単に、リスクに対する認識や態度によって特徴づけられるものであり、人々が晒される危機の重大さに、あるいはそうした危険が人々に危害を加える可能性によって特徴づけられるものではない、としなければならない。

それゆえ、現在信頼の危機といわれるものは、増大する信頼性の欠如に

対する適切かつ正当化される応答というよりも、猜疑心という公衆の風潮 や態度ということになるのだろうか?「信頼喪失の危機」について話した り論述したりする人々が一般的に想定するのは、我々が信頼を寄せること を止めたのは彼らが以前よりも信頼に値しなくなったからだ、ということ である。私は、こうした主張を支える証拠がかなり曖昧であることを自分 が示せたのだと願っている。無論、以前と変わらず今日においても、信頼 に値しない個人、公職者、専門家や政治家がいることを示す多数の事例は 存在する。とはいえ、これらの事例はつまるところ、信頼に値しない行為 がかつて以上に存在することを示すものではない。散在する信頼性の欠如 の諸事例は、それらがいかにセンセーショナルであろうとも、以下の単純 な真実以外はこれまでもそして現在も示していない。その真実とは、すべ ての人々が完全に信頼に値するわけではないこと、そして信頼は慎重に寄 せられなければならないということである。広範な証拠――広範な信頼に 値する行動の証拠を含む――無しに、我々は新しく生じているあるいは深 まっている信頼の危機に関する理に適った結論を、引き出すことはできな い。もし我々が、信頼性の欠如についての悪質なニュースと同じくらい信 頼性についての良質なニュースを考慮しないのであれば、我々はある種の 信頼の危機を経験しているのか、あるいはある種の循疑心の文化を経験し ているに過ぎないのかを、知ることはないであろう。私の見解によれば、 我々が良質なニュースに全く注意を払わなくてもよいという立場を採り続 けるならば、いかなるニュースも良質なニュースでなくなることは驚きに 値しない。〈このように〉信頼の危機は、一信仰箇条に過ぎないのかもし れない。とはいえ、このことに対する我々の〈提示しうる〉証拠はどこに あるのだろうか?

(5) いくつかの新たな猜疑心

我々は、信頼の危機を示す証拠を持っていないかもしれないが、循疑心 の文化を示す膨大な証拠を有している。〈そこで〉このような猜疑心の文 化に私も加わらせてもらい、続く四つの章で扱うところの私自身が抱くい くつかの猜疑心の表明によって、〈本章を〉終わらせてもらう。その一つ 目は、我々にとって最も神聖なもの、つまりは人権擁護運動に対する猜疑 心である。我々は無責任にも権利を、それを相補う一方である義務につい ての深慮なしに、また我々が志向する権利が持続可能であるかについての 吟味なしに、機能させることができると空想している。まして我々が志向 する権利は、権利の享受を確保しなければならない人々に対して、実現可 能な要求をしているかどうかさえ吟味していない。その二つ目は、答責性 についての我々の新しい概念に対する猜疑心である。この概念は、お役所 的な仕事のやり方の上に管理上の諸々の目標を上乗せし、それらに従わな い人々に重荷を課し、麻痺させるというものである。その三つ目は、情報 時代における新しい理念、すなわち透明性に対する猜疑心である。騙さな いという、より基本的な義務をこの理念は周縁化させてきた。〈最後の〉 四つ目は、我々の公共文化に対する猜疑心である。この文化は、それ自体 が有するコミュニケーションの規範については信じやすい一方、他の一切 〈の規範〉については懐疑的である。

おそらく、信頼の危機に関する主張が主に証拠付けるのは、我々が安全 やコンプライアンスが万全で、信頼の損傷が完全に除去されるという非現 実的世界を切望しているということである。〈また〉おそらく、我々が執 拗に我々自身のために構築しようとしている答責性の文化は実際、信頼を 支えるというよりはむしろ損傷させている。植物は、我々がその根がいか に成長しているかをチェックするためにあまりに頻繁に引き抜くときに は、花開くことはない。政治的、組織的、そして専門的活動もまた、全て が透明的で信頼に値することを示すために我々が根こそぎにするならば、 健全なものにならないかもしれないのである。

2 信頼と恐怖

(1) 日常的な信頼

我々誰もが信頼すること、それから信頼に値するための条件は何であるかを幼少期に、家族や友達、そして近隣の人々を通じて最初に学ぶ。私が初めて信頼について学んだのは、ベルファスト近くの Braid Valley においてである。私はそこで生まれ、祖父母の家で幼少期の大部分を過ごした。北アイルランドのあらゆる家族が知っている政治的緊張にもかかわらず、信頼は強固であった。〈たとえば〉ドアの鍵は開けられていたし、質問には正直に応答がなされた。

我々すべてにとって、信頼は最も日常的なことである。日々何百もの仕方で我々は他者が、言うことを行為に移すこと、ルールに従って遊ぶこと、そして合理的に行動することを信頼する。我々は――多かれ少なかれ、運転手が安全にハンドルを握ることを信頼し、配送スタッフが手紙を効率的に運ぶことを信頼する。我々は、先生方が子どもたちの試験に臨む準備をすることを信頼するし、同僚が自分たちの言っていることを行動に移すことに信頼を寄せている。〈そして〉我々は見知らぬ人々でさえも、自分たちに道を教えてくれることを信頼するのである。

信頼を寄せることで我々は、太陽が昇ることを当てにできるように、あるいはミルクが腐ることが予想できるように、他者を当てにできたりその

行動を予想できたりすると想定しているわけではない。我々は――少なくとも大人になったら――信頼する際には落胆しうることを知っている。我々はときおり、過去の落胆にもかかわらず、あるいは十分な確実性を示す証拠なしに、信頼を寄せることがある。我々がささいな過ちの後に、まるで決定的な反証に直面して科学的な理論を拒絶するかのように信頼を取り消すとすれば、そのような取り消しは多くの場合適切ではなく、被害妄想的でさえある。すべての信頼は落胆のリスクを冒す。そうした落胆させられるリスク、さらに裏切られるリスクを、我々の人生から無くすことはできない。〈そうであるから〉サミュエル・ジョンソンが指摘するように、「ときどき騙される方が信頼しないよりは幸せ」となる。。信頼はすべてが完全に予測可能であるから、ましてや完全に保証されているから必要とされるのではない。そうではなく、むしろ人生は保証なしに進まざるをえないがゆえに、必要とされるのである。

(2) 信頼と恐れ

信頼はしばしば、相互信頼の誘因となる。いうなれば、信頼の好循環である。その一方、信頼は裏切りにつながり、そこから不信感に至りうる。そこにあるのは、不信感の悪循環である。ここで私は、信頼が急降下しはじめ、我々はそれを完全に失うかもしれないような、最も極端な状況について言及しておきたい。

危機の時代において、信頼はリスクを伴う。批判を控えることは敵側に、先んじて致命的な攻撃を許すかもしれないし、告発の拒絶は恐怖に襲われた他の者が先に告発することを許すかもしれない。囚人のディレンマは、単に抽象的な理論ではないのである。——そうしたディレンマは本当に生じる。また、昨年のテロ行為はこれまでになく我々を心配させてい

る。テロ行為は暴力をもたらす (――その暴力は散発的かもしれない)――という理由以上に、恐れを拡散するゆえに、信頼の諸条件を掘り崩すのである。その語源が我々に教えてくれるように、テロリストの標的は恐怖、恐れ、そして威嚇に向けられている。恐れと威嚇は、我々が信頼を寄せる能力を蝕み掘り崩す。そして信頼の衰えが、今度は先制的な行動や敵意を煽り、信頼の構築をより困難にするのである。

ニューヨークで起きたことは、このことをとても良く示す例である。アメリカ合衆国では頻発する散在的暴力が日常的であり、銃文化が蔓延している。こうした暴力は多大な恐れを創出する。——これは主に私的な恐れであり、(部分的には) 巧妙な私的警護の仕組みにより和らげられている。もっとも、このような多大な恐れは他者や公的組織を信頼する可能性を完全に掘り崩すわけではない。〈世界貿易センタービルの〉輝かしい二つの塔の崩壊は、いかなる私的警護の取り決めによっても抑制できないような、より広範な恐れをもたらしたのである。それは、他者や公的制度の通常の機能に日常的信頼を寄せることを、より困難にさせた。〈つまり〉恐れは、オフィスや空港、国防省や証券取引所といった、一見十分に保護された空間にまで侵入した。非人道的殺戮や炭疽菌配送物によって引き起こされた拡散する恐れは、誰もさらなるテロ行為を、どのように回避しうるかを詳しく説明できなかっただけに、より顕著であった。

この拡散する恐れは、ベルファストや他の多くの場所においてよく知られる、マフィアによって遂行されるタイプの強制的な恐怖ではなかった。 〈言うなれば〉それは「あなたが拒絶することのできる要求」ではなかった。それは、うんざりするほど慣れ親しんだパターンに基づくものというよりはむしろ、唐突で予測不可能なものなのであった。そこではいかなる目的も宣言されなかったし、誰もいわゆる「首謀者」であることを主張し なかった。唯一存在したのは、純然たる恐怖の暗闇であり沈黙である。続く出来事は、9.11 の加害者の正体および目的を少しばかり明らかにしたが、 炭疽菌配送物の加害者の正体や目的は、完全に不透明なままである⁷。

(3) 信頼、および権利とデモクラシー

危険や恐怖が信頼を掘り崩す場合、信頼のための諸条件を復興させることがなにより喫緊である。とはいえ、いかにすればこのことを成しうるのか?標準的な現代的回答の一つは、信頼を寄せるための政治的諸条件が整わねばならないというものであり、これらの諸条件には人権とデモクラシーが含まれる。人権やデモクラシーは、北アイルランドおよび世界の他の部分的諸地域において、「和平プロセス」を構築する努力の中心であり続けている。〈だが〉私が信ずるに、人権やデモクラシーは信頼の基礎ではなく、むしろ信頼が、デモクラシーや人権の基礎なのである。

人権は、そのための議論が真摯になされているというよりは、むしろそのそぶりに向けられている。1948年の世界人権宣言は人権についての正典とみなされているが、そこにある人権のリストは杜撰であり、議論がされていない。そこには、普遍的権利とみなされるかもしれない重要度の高いいくつかの権利が含まれる。またそこには、「有給休暇をとる権利」のような、より文化的に狭義の文化も含まれる。この権利は、20世紀半ばの先進国における労働運動の目標であり、雇用されていない何十億もの人間にとって、ほとんど意味をもっていない。

この人権宣言は権利を不十分に定義し、かつ〈権利に〉対応する義務についてほとんど何も言及していない。世界人権宣言、あるいはその後の国際連合やヨーロッパの文書の吟味は、*誰が誰のために何を*なすことが要求されるのか、あるいはなぜ人々はそれをなすことが要求されるのかについ

て、何ら示していない。権利についてのあらゆる宣言が抱える根本的困難は、そうした宣言が人間生活やシチズンシップについての受動的な考えを前提としていることである。諸権利は、「私の権原とは何か?」または「私は何を得るべきか?」に応答する。〈しかしながら〉それらは、積極的な市民による問いである「私は何をなすべきか?」に応答するものではない。

ところが、いかなる権利の主張も「私は何をなすべきか?」に対する明確な応答なしには、現実を改善するチャンスは少しもないだろう。フリースピーチへの権利といわれるものは、もし他者が――すべての能力ある他者が――フリースピーチを尊重する義務を有しないのであれば、単なる美辞麗句である。公正な裁判への権利といわれるものは、もし他者が――すべての関係する他者が――そうした裁判を確かなものにする義務を有しないのであれば、すなわち裁判官が公正な判決を下す義務を負わなかったり、警察や目撃者が証言する、しかも正確に証言する義務を有しなかったりするならば、〈やはり〉単なる美辞麗句である。そして同様のことは、立法過程に関わるすべての関係者についていえることである。諸々の義務は、正義の要諦である。つまりそれらは、権利宣言が表現する方向への要件を形成するものであり、誰の行為が現実的で尊重される権利のために肝要なのかを、我々すべてに語りかけるものなのである。

もし義務が倫理的かつ政治的要件の要諦であるならば、なぜ我々は権利に、これほど多くの注意を無駄に払うのだろうか?そしてなぜ我々は、義務について語ったり考えたりすることにしばしば沈黙し、手を抜くのだろうか?その理由の一端はおそらく、我々が他者のために何をなすべきかを考えるよりも、他者が我々のためになすべきすべての事柄について考える方が楽しいことにある。

[訳出]

しかしながらそこには、より深い政治的な理由がある。権利の諸宣言は表向き、宣言が謳う権利を尊重するためのコストや必要について本当のところを知らせることなしに、あらゆる人に何かを提示する。政府は一般的に、進んで権利の諸宣言に調印し、実際にそれらを批准するが、対となる義務に対応することにはあまり熱心でない。諸個人はしばしば一層熱心に権利を主張してきたが、他者の権利の尊重と自分たちの義務を対応させることにあまり乗り気でない。権利について考える上で我々は自分たちを、権利を受け取る側だと見做し――そしていつも他人事なのである。

世界人権宣言は、権利を守るために必要とされる義務についてはシンプルで満たされない見解を採っている。すなわちそれは、そうした諸義務を 国家に割り当てている。都合のいいことに人権宣言は、ある国々は権利に熱心に取り組んでいないこと、またある国々は弱りすぎて権利を守れないことを無視しているのである。

諸国家あるいは諸国家の一部が弱っているか衰えている場合には、国家がすべての人々の権利を完全に守らないことに対し異議を唱えることは意味がない。つまり、人々は異議を唱えることができない。権利は、それを支える義務が同時に真摯に受け止められないのであれば、真摯に受け止められることはない。こうした諸義務は、人々が要求することをなしうる優秀で熱心な人々や組織なしには、真摯に受け止められることはない。公正な裁判への権利は、目撃者がもし証言しても警察が自分たちを保護する力を持たないとわかっているために〈証言せず〉、テロリストが自分たちの犯罪によって起訴されえないとき、いかに可能なのだろうか?集会の自由への権利は、脅迫に直面している中で、いかに守られうるのだろうか?基本的な市民権は、アフガニスタンのような完全武装した一派の国において、いかに守られうるのだろうか?公正な裁判は、裁判官が賄賂をもら

う、あるいは脅迫される、あるいは暗殺さえされるところでは、いかに進 みうるのだろうか?

能力があり熱心な人々や組織なしに、義務が満たされることはない。義務が満たされないところに、権利の尊重はない。そして権利が尊重されないところでは、デモクラシーが未達成なのである。デモクラシーは我々に何が政治的に正統なのかを示しえても、何が倫理的に正当なのかを示すことはできない。デモクラシーはむしろ権利を前提とし、権利は義務を前提とする。権利や義務が侵害されているところ、有権者が脅迫に晒されているところ、〈また〉不正票が投じられる、もしくは合憲的に活動している政党が排除されるところでは、完全なデモクラシーなど決してありえない。

(4) いかなる義務か?

もし義務(あるいは*責務*)が権利よりも優位ならば⁸、我々は自分たちの政治的思考に新しい方向性を与える必要がある。こうした考えは、我々すべてが権利と同様に責務を有しているという、ありきたりの中身のない考えとは全く異なる。〈そもそも〉この考えは、誤りなのである。赤子や重度の知的障碍者は権利を持ってはいるが、何の責任も有していない。しかしながら、我々の誰もが何らかの権利を持てるならば、他者はそれに対応する義務を有しなければならない。他者が義務を有しなければ誰も権利を持つことにはならないという考えは、論理的な主張なのである。そうであるから、倫理や政治について考える上では、我々は何を得るべきかについてよりも、何がなされるべきか、〈そして〉誰がそれをなすべきかについて、考えることから始めた方がよい。受動的市民は、他者が自分たちに諸権利を与えてくれることを待ち、国家だけがそれら諸権利を確保してく

れると誤って想定するが、彼らは失望する定めにある。〈対する〉自分た ちの義務を能動的市民は、そうすることによって互いの権利を確保するの である。

能動的市民は、自分たちの義務について真摯に受け止める。このことは、人間の義務〈および責任〉の宣言——この時代遅れの文言の類は、適切な問いを少なくとも表明してはいるのだが——の一部を見渡すことにより、なしえるものではない。〈では〉我々はどのような義務、とりわけどのような政治的義務が根本的であるかを、いかにして知ることができるのだろうか?この点について考えるための一つの方法は、私がいかなる代替手段よりも説得力を見出すイマヌエル・カントの研究から派生する。彼は、ヨーロッパの遠端であるロシアの国境沿いの辺鄙なプロイセンに住んでいた。18世紀の偉大な哲学者であるカントは義務を、権利や正義の基礎と見做した。そして、世界市民主義的正義のためのよく知られるカントの議論は、彼を我々の〈生きる〉グローバル化しつつある時代における最も重要な政治思想家の一人にした——彼の厳格な思想や、ときに難解な文章にもかかわらず。

そこで、我々はすべて道徳的に平等であるとするカントの思想から始めさせてもらう。今日、カントの思想にはたいてい、我々すべては平等な権利を持っているという主張が続く。しかしカントにとってより深い含意は、我々はすべて平等な義務を有しているということであった。いかなる能力ある人物、またいかなる人間が構築する制度も、基本的な義務から免れることはない。正義の基礎となる格率は――すべての倫理的格率のように――万人にとっての格率なのである。ゆえに我々は、万人にとっての格率に適合しない格率に基づき行動すべきではない〈ことになる〉。

これは厳しい要求である。自分自身のケースあるいは動機を例外と考え

ることは、常に容易である。暴力や恐怖、抑圧や殺人、脅迫や損傷は犠牲者を伴うが、加害者は犠牲者が加害者のように行為することが不可能であることを知っているし、それが確かになるよう意図している。加害者は最初から、自分たちの行動の仕方が犠牲者たちには可能でないこと、よってすべての他者に可能でないことを知っているのである。同様に、騙しや詐欺、強奪や操作も犠牲者を伴う。そしてこれらをなす加害者は、自分たちがなすことを犠牲者たちがなせないことを知っているし、そうなるように意図する。加害者は最初から、自分たちの行動の仕方が犠牲者たちには可能でないこと、よってすべての他者に可能でないことを知っているのである。他者もまた採用しうる格率に従ってのみ行動することを指標にする人は誰でも、これらのことや他のあらゆる犠牲者創出のやり方を拒絶しなければならない。

もし我々が、信頼が寄せられうる、人権を守る諸制度が構築されうる、 そしてデモクラシーが可能となる世界に生きようとするならば、これらの 非妥協的かつ厳しい結論は、果たされるべき基本的な義務を同定する。暴 力や抑圧、騙しや脅迫がありふれるのは、一部の人々がすべての人にとっ ての格率とはなりえない格率に従って行動するためである。すなわちその ような人々は、基礎的な義務を破壊したり無視したりし、またそうするこ とによって他者の権利を侵害し、デモクラシーや信頼を寄せることの双方 を掘り崩すのである。

(5) 暗い時代における信頼

以上の議論は、我々が権利やデモクラシーのための基礎を提供するところの義務を持っていることを示している。とはいえ、それらは他者が自分たちの義務に従わないとき、市民が何をなすべきかを示してはいない。な

ぜ人は、脅迫や暴力、強奪や騙し、また恐怖の極限に直面する際に、信頼 を寄せるべきなのだろうか、基礎的な義務を遂行したり他者の権利を尊重 したりすべきなのだろうか?こうした状況下で信頼を寄せたり義務を果た したりする人々は、危機に直面し犠牲者になるのではないか?

もし我々が、権利は社会的そして政治的信頼の前提であると考えるのであれば、他の人々が我々の権利を尊重し始めるまでは、我々ができることは何もない――そして我々が彼らの権利を尊重し始めるまでは、彼らができることは何もない。もし我々が、人間について受動的な見解を採ること、人間を主に権利の保持者と見做すことに固執し、このような権利が他者の義務と表裏一体であることを忘れ続けるのならば、信頼の復興は達成不可能な課題であるように思われる。然るに、もし我々が、人間は誰かが権利を持ちうる以前に行動しなければならないことを思い起こすのならば、物事の異なる見方が存在する。信頼を支えるいくつかの義務は、暗い時代においてでさえ遂行されうるのである。

我々は、ここ数十年に世界の多くの地域が直面している恐怖や圧制についての興味深い様々な出版物を読むにつれ、いかに小さな動向が大きな変化をもたらしうるかをみることが可能になっている。〈ここで〉南アフリカ、チリ、あるいは北アイルランド〈の事例〉ではなく、かつてのチェコスロバキアを一例として取りあげさせてもらいたい。ヴァーツラフ・ハヴェル大統領のすばらしいエッセイである『力を持たない人々の力』。の中で彼は、ビロード革命以前の暗い時代において、不正義への同調を拒絶することがいかに可能であったかを述べている。チェコスロバキア人民共和国の共産党はかつて、党のスローガンやメッセージ付きの広報を、すべての店舗で掲示されるように送っていた。これらの気持ちを麻痺させる退屈な党のスローガンはあまりに馴染み深いものであったため、相手にされ

なくなっていた。しかし、それらを掲示することは、体制やその圧制への 支持を表すものであった。それはささやかな黙認、ささやかな嘘であっ た。そうしたスローガンの掲示および世界観の支持を拒絶することは、真 実と勇気、そして究極的には無力な者たちにも可能な、力の行使であっ た。ささやかな拒絶に、より大きなかつより広範な行動が続いたのであ る。

嘘をつくこと、同調すること、正直に証言することの拒絶は、恐れや恐怖に直面した際にありふれたものであるが、それらを強化するのではなく 突き崩すことも可能なのだ。このことは、「政治的に正しい」用語によって犯罪が名称を変えられ加害者に社会的地位が与えられるということ (=まやかし)を拒絶することによって、嘘を拒絶し更なる真実を述べることによって、スローガンや半端な真実の支持を拒絶することによってなされ うる。信頼は騙しによって破壊される。つまり、騙しの破壊が信頼を構築する――ゆえに、それが権利やデモクラシーのための基礎なのである。

もちろん、諸条件があまりに悲惨なために小規模な抵抗でさえ危険な場合がある。スターリンのソビエト連邦やタリバンのアフガニスタンにおいては、ちょっとした〈体制への〉非同調にも途方もないコストが伴う可能性があった。地下での抵抗だけが可能だったのである。しかしながら、こうした極端〈な事例〉を超えたところでは可能性がある。同調の拒絶は〈信頼を〉傷つけるのではなく、信頼のための環境を醸成する。我々は、正義を拒絶するあるいは遂行する人々をなだめるために、婉曲表現の使用を止めることができる。我々は、コミュニティを脅迫する者らをリーダーとして扱うことで彼らに威厳を与える、ということを拒絶することができるし、真のコミュニティのリーダーには彼らに相応しい名誉を授けることができる。我々は、共同体の保護やコミュニティの保護や自由のための闘

争についての言葉を使って犯罪に威厳を与える、ということを止めることができる。我々は、より強力な警察による保護を要求しながらも警察権力が減少させられることを要請する、ということを止めることができる。 我々は、受動的な態度を脇に置くことができる。その態度とは、他者を咎め糾弾することが正義に寄与すると空想するものだ。

以上の諸例の提供を以って私は、我々には改革よりもヒーローが必要であると提唱しようとは思っていない。そうではなく、能動的市民は信頼の諸条件を改善しながら、諸組織を改善するのである。義務の遂行を増やしていくことは人権のための、またデモクラシーのための基礎を構築し、信頼の好循環を起動させるかもしれない。過去50年の間、我々は正義を、あまりにしばしば人権の観点から捉えてきた。その際、不覚にも国家が諸権利を守る上で包括的な任務を担うことができると想定してきた。また国家が〈そうした任務に〉失敗する際には、国家を咎めてきた。我々は、世界の多くの地域において国家の力が不十分であること、そして人々がシチズンシップに対し受動的なところではどこでも、国家の力が限界づけられているということに、目をつむってきたのである。

恐怖は、信頼のこの上ない否定であり破壊者である。テロリストは人間の義務の領域を侵害するゆえに、人権の領域を侵害する。典型的には、彼らは暴力や圧制を行い、騙したり脅したりする。恐怖の結果として、信頼は悪循環に陥っていく。信頼の復興は、政治的また市民的課題の中で最も困難なものである。国家のみで対処しうる課題ではない。人権に対する受動的な文化によれば、他者が我々の権原を守ってくれることを、我々が傍観し待っていればいいことになってしまっている。〈しかし〉もし我々が本当に人権を望むのであれば、我々は行動しなければならない――そして我々の義務を互いに遂行しなければならないのである。

3 答責性の要請

(1) 信頼は減退しているのか?

我々のうちの多くの人々と同様、私は専門家や公務員に囲まれて生活し 仕事をしている。そして私の知るこうした人々は、誠実に公衆に奉仕しよ うとし、――そのほとんどがかなり良い程度にそうしている。たとえば、 アデンブルック病院は極めて優れているし、ケンブリッジ大学やその周囲 の多くの研究機関は際立った仕事をしている。ケンブリッジシャー州の諸 学校、社会サービス警察は好評を得ている。然るにここ15年の間、我々 はみな自分たちの評価や業績が、疑念に晒されていることに気付いてき た。何百万もの他の公的部門の労働者や専門家らがもたれているように。 我々は、自分たちがもはや信頼されていないのだと聞かされることが増え ている。

「信頼喪失の危機」といわれることに対するスタンダードな説明は、公 衆は専門家や公務員が以前よりも信頼に値しないがゆえに、当然のことと してもはや彼らを信頼しないというものである。しかし、これは本当だろ うか?過去のニュース報道は、常に何らかの失敗や信頼の濫用が存在して きたことを示してきた。他にも、決して日の目を見ないケースがあったの かもしれない。我々は、信頼に値しない行為がどれだけ発覚していないの かを知りえないので、この問題についてはほとんど一般化できない。

信頼に値しない言動が増幅しているならば、不信感の増幅はそのことに 対する合理的な応答であろうが、人々や諸組織が以前よりも信頼に値しな いことの証拠は、確固としたものではない。

実のところ、私は我々がかつてほど信頼していないということを示す確からしい証拠すらないと考えている。〈たしかに〉我々がかつてほど信頼

していないと述べていることの良質な証拠は存在する。我々は世論調査員にそう伝え、彼らはメディアにそう伝え、我々が信頼していないというニュースはそのまま流布されるのである。しかしながら、我々が繰り返し信頼していないと述べることは、我々がかつてほど信頼していないということを示していない。それは、こだまが元の言葉が真実であるかどうかを示さないのと同じことだ。ましてそれは、他者がかつてほど信頼に値しないということを示さない。

我々の行動は、我々の言葉以上に良質な証拠を提供し、我々が本当にかつてほど信頼していないことを示しうるのだろうか?興味深いことに、私は、我々の行動はしばしば我々が未だに信頼しているという証拠を提供していると考えている。我々は、病院のコンサルタントを信頼していないと述べるとしても、手術を望んでいるようにみえる。また我々は、手術が先延ばしにされたならかなり不機嫌になる。我々は、警察を信頼していないと述べるとしても、トラブルに襲われたときには警察を呼ぶ。我々は科学者や技術者を信頼していないと述べるとしても、ハイテクの臨床検査や医療機器に頼る。「信頼喪失の危機」といわれるものは、信頼に対する積極的な拒否に関わる問題というよりは探索好きな世論調査員に何を伝えるのかに関わる問題である。ましてや、信頼性が減少したことの決定的な証拠に関わる問題ではない。「信頼喪失の危機」といわれるものは私が思うに、第一にそして何より、猜疑心という文化のことなのである。

(2) より完璧な答責性?

信頼の危機という診断は、曖昧かもしれない。〈なぜなら〉我々は、信頼の危機が存在するのかについての確信を持っていない。しかし、我々はその処方箋については全面的に同意している。それ〈処方箋〉は、予防と

制裁のうちに存する。政府、諸々の組織や専門家らは、より答責的であるべきとされる。そしてここ 20年の間に、より多くの答責性を求めることが我々の生活すべてに浸透してきた。より未発達な形態であるとされた従来の答責性が浸透しなかった領域にも、〈そうした求めは〉高質なハイネケンのビールの泡ように浸透した。

公的部門にいる我々にとって、新しい答責性はきめ細かい統制という形態を採る。新たな法律制定や規制、覚書や指示、指導や忠告が、公的部門の諸々の組織に絶え間なく流れ込んでいる。たとえば、保健省のウェブサイトにおける資料の膨大なデーターベースを覗き込むと、落胆と疑惑の混在した感情を喚起させられる。中央からの計画主義は、かつてのソビエト連邦においては失敗したかもしれないが、イギリスにおいてはしっかりと活きている。新しい答責性の文化は、公的組織や専門家の生活を、行政がより完璧に統制することを目指している。

新たな法律制定、規制や統制は、単なるレトリック以上のものである。それらは、手続きや指令に細部まで一致すること、細目にわたる記録の管理、特定のフォーマットに基づく情報提供、そして目標達成を要求する。細目にわたる指導は、ヘルス・トラストや学校、大学やリサーチ・カウンセル、また警察や社会福祉指導員の仕事や業績を規制し指図する。また細目にわたる法律上および規制上の要件は公的部門にとどまらず、企業やボランティアの領域、自営業者や職人にとっても足枷となっている。あらゆる組織は、推奨された答責の実践という新しい規範、より細目化された健康や安全の要件、ますます複雑な雇用や年金の法制、差別をなくすことを確かにするための周到な準備、そしてもちろん、増殖する不満に対応するための増殖する手続きに直面しているのである。

新しい答責性は、かなり厳しいものである。業績はチェックされ、質の

統制と保証が行われなければならない。監査という観念は、元は財政的なものであったが、財政以外のプロセスやシステムの非常に細目化された吟味のためにも利用されるようになった。業績評価指標は十分あるいは不十分な業績を、精密とされる仕方で測るために用いられている。マイケル・パワーが適切にも監査の激増と名付けたこのものは、しばしば答責性の古いシステムに置き換わるか、〈それを〉周縁化してきた¹º。大学では、中央官庁で計画されたティーチングの評価制度が課されたので、外部の監査役は影響力を失った。公共医療サービスにおいては、専門家の判断が数多の方法で統制されている。学校では、カリキュラムや生徒の評価がかなり細目にわたって統制されている。学校、病院、そして大学は、その結果全面的に業績指標に基づく順位表の中のランキングによって判断され、資金が提供される。

目標を達成するための管理上の答責性は、組織の自由などほとんど与えていない組織に対して、それにもかかわらず課された。Hospital Trusts は自治的かもしれないが、それらはどの患者を収容するか、あるいはどのような基準のケアが提供されるべきかを選択できない。学校経営者や校長らは、裁量権をほとんど持っていない。つまり、彼らは自分の学校の生徒を選ばなかったり、学校のランキングにダメージを与えるような試験成績の生徒たちを、排除したりすることができない。大学は今なお自律的とされるが、資金提供を失うような低いリサーチランキングに位置する学部の経費を削減したり、学部を閉鎖したりする以外にほとんど選択の余地を有していない。我々は、より一層完璧な答責性に向かう王道の上にあるとされるが、私はそのことに懐疑的だ。

(3) 答責性と不信感

以上の統制や規制、監視や強制のための手段は機能してきたのだろう か?それらの効果はたしかに、注意深い専門家や行政官の日常生活におい て、かなり明らかになっている。専門家らは、良質な事務と適切なプロセ スに関するこれまで以上に厳格な(ただし変わりうる)基準のために努力 しなければならない。記録や報告に関する絶え間ない要請を満たすために 努力しなければならない。また彼らは、ランキングやリストラに晒されて いる。私が思うに、多くの公的部門の専門家らは〈こうした〉新たな要求 が自分たちの仕事にダメージを与えていると考えている。教師は、自分の 生徒たちに教えることを志向する。看護師は、自分の患者をケアすること を志向する。大学の講師は、リサーチすることや教鞭をとることを志向す る。警察官は、コミュニティに危害を加える活動を行う者たちを抑制した り取り押さえたりすることを志向する。社会福祉指導員は、生活が様々な 理由のために維持不可能である、あるいは維持がとても困難な者たちを助 けることを志向する。各々の専門はそれに固有の目的を有しており、この 目的は規定された手続きや要求に従いながら導入目標を達成することに、 環元できるものではない。

もし新しい手法および要求が、これらの専門や諸組織の本来の目的を支援するのであって阻害するのではないならば、答責性改革はその目的を果たせるかもしれない。〈だが〉不幸にも、この改革は専門的実践の本来の目的をしばしば阻害していると、私は思う。起訴の準備のための警察の手続きは大変厳格であるため、起訴準備されるケースは減り、裁かれる犯罪者は減った。医師たちは、患者のどこが悪いのかを探すために、それから患者の言うことを聞くためにあてられる時間が、記録を付けろという要求によって損なわれていると述べる。子どもたちですら、新しい答責性を免

れていない。すなわち、試験はより頻繁となり、学びの時間が縮小している。公的部門の多くの領域において苦情処理はとても重荷であるため、正 当な理由のない苦情を含む苦情を避けること自体が、組織の中心的な目標 となっているのである。我々は、自己防衛的な医療、自己防衛的な教鞭、 そして自己防衛的な治安活動へと向かっている。

新しい答責性は、単なる変革としてのみならず、(私が思うに)専門的活動に固有の目標を歪めるものとして、また専門家のプライドや品位を傷つけるものとして、広く経験されている。〈かつて〉多くの専門的活動は、専門家らが奉仕する人々、すなわち困っている患者や生徒、学生や家族とのやりとりに重点を置いていた。〈ところが〉今や、誰もが自分たちのすることの詳細を記録しなければならないため、そして自分たちをもっともらしい苦情のみならず、ありそうにない苦情の可能性から守るための証拠集めをしなければならないために、かつてしていたことを遂行する時間がほとんどない。我々は今や、巡回中の警官らは自分たちが路上質問するあらゆる人の、民族的バックグラウンドと見做されるものを記録しなければならないだろうといわれている。こうして行われる誤った民族的分類は未来において、多くの苦情の原因になるだろうと私は思う。専門家や公務員は、自分たちが奉仕しなければならない人々に対してだけでなく新しい答責性に基づく要求や目標に対応するに至るが、この反応は仕方のないものだ。

ところで、このような考えは年季の入った専門家の不平に過ぎないのだろうか?成果と答責性の一層の水準向上を支持する人々は、一般的にそのように思っている。彼らが我々に言うには、専門や公共サービスは公衆に奉仕するものである。もし不平を述べる人々の生活がより心地よくなくなるのであれば、もし彼らにとってのおなじみの抜け道がなくなるのであれば、もし彼らの同窓生

ネットワークが掘り崩されるのであれば、もし業績不振が見抜かれペナル ティを課されるのであれば、これこそ我々が答責性の改革に達成させたい ものではないのか?もし答責性の改革が未だによい結果を生み出していな いならば、我々は同じ改革をもっと進めるべきではないか?

とはいえ、私は答責性の改革が、それが提唱する水準によって判断されることを提案したい。もし改革が機能しているならば、我々は公共的信頼が蘇生しているという指数——例の業績評価指数!——が示されることに期待するだろう。しかし、〈実際〉我々にはそれを示されていない。答責性の改革が著しい進歩を遂げ、統制や業績、審査や監査へのさらなる要求が課され、かつ専門家や諸組織の業績がますます統制されてきたまさにその時期に、我々は実のところ、不信感の報告が増幅していることを発見しているのである。私の見解によれば、こうした不信感の表明は我々が誤った種類の答責性を課していることを示唆している。統制のための新しい諸々のシステムは、それらが有する表向きの、公に称賛されている目的である、より高水準の業績および監視や答責性とは、全く別個の目的や効果を持っているのかもしれない。我々はこのことを、誰に向けて、また何のために、新しい監査の文化は専門家や諸組織を答責的にさせるのかを尋ねることにより、理解することができる。

理論上は、答責性や監査の新しい文化は、公衆に対し専門家や諸組織をより答責的にさせる。このことは、目標や業績表において達成度を公表すること、また公衆があらゆる専門的あるいは組織的失敗に対して矯正策を探すことを可能とするところの、苦情処理手続きの確立によって、為されるとされている。しかしながら、公衆に対する答責性という表向きの目標の前提として本当に要求されているのは、規制機関、政府の部門、出資者、法的基準に対する答責性である。答責性の新たな形態は、中央統制の

形態——たいてい*多様で互いに矛盾する*諸々の中央統制の束——を押し付けてくる。

公共的答責性の新たな様式のいくつかは、実のところ内部に矛盾を抱え ている。それらの内のいくつかは、ごまかし無しには結び付けられない複 数の目標をまとめて設定している。たとえば、大学は各年齢層の少なくと も 50%の入学を認めることを間もなく求められる一方で、現在の水準を 維持せよともいわれる。公共的答責性の新たな様式の他のものは、目標と 両立せず、そもそも両立させることができないような手続きを伴うことに よって達成されることを要求するという点で、矛盾している。同様に、大 学は各申請者を能力や有望さを基本として公正に扱う義務があるとされる 一方で、社会の姿をより反映するような入学者を迎え入れることを求めら れている。手続きが目標と合致する保証はないのである。病院は患者を、 必要性と優先される緊急性という面から扱うべきとされるが、もし非緊急 的手術を延期すれば非難されるであろう。もし病院が予備的能力を備え、 緊急的な手術と同様に非緊急的な手術も行えるのであれば、非緊急的手術 の延期を非難するのは正当かもしれない。しかしながら、国民医療サービ スはその資源の使用において非常に効率化され、ゆえに必要とされる規模 の予備的能力を備えることができない。学校は学級崩壊を防ぐべきである ――が、乱暴な生徒を排除すべきではない(この点についてはいくつかの 変革が進行中であるが)。両立しえない要求、あるいはかろうじて両立し うる要求は、妥協や逃げ口上を招く。そうした要求は、専門的な判断と組 織的自律の双方を掘り崩す。

理論上は同様に、答責性と監査の新しい文化は、優秀な業績のために専門家や諸組織をより答責的にさせる。このことは、改善や水準の向上、効率性の獲得や最良の実践、患者や生徒そして被雇用者の尊重というレト

リックにおいて明白である。しかしこの称賛のレトリックの下で、本当の 焦点は、業績の質を正確に測定するためというよりは測定や統制を容易に するために選ばれる〈数々の〉業績評価指数である。公共サービスにおい て仕事をしているたいていの人々は、自分たちが従事するところの医療、 教育、警備、あるいはその他に固有の目標についての理性的な感覚のみな らず、自分たちが達するべき主要な倫理的基準についての理性的感覚を 持っている。彼らは、こうした複雑な組み合わせに基づく目標が、もし自 分たちが業績評価指数を向上させるレースへの参加を要求されるならば、 放棄されなければならないであろうことを知っている。諸々の指標を考案 する者たちでさえ、それらが本当の目的のためのせいぜい代用にすぎない ことを知っている。結局のところ誰も、試験の合格者数はよいティーチン グの唯一の証拠である、あるいは犯罪の解決率はよい巡回の唯一の証拠で ある、などとは真面目に考えない。より易しい試験もあれば、より難しい 試験もある。解決がより容易な犯罪もあれば、より困難な犯罪もあるの だ。しかしながら、業績評価指数は専門上あるいは組織上の行為に対し て、かなりの効果をもたらしている。もし、ある 'A' レベル試験委員会が ある科目においてより簡単な試験を提供するならば、*たとえそれが教育的* には二流であるとしても、学校にとってはその科目のシラバスを選ぶ理由 となる"。もし、患者の待機リストが何らかの医学措置に集中することに よって早く削減されうるならば、たとえ〈それが〉医療上の優先と異なっ ているとしても、病院にとってはそのような集中を選ぶ理由となる。歪ん だ動機は本当の動機となりうるのだ。私は、我々すべてがこのことを日常 生活から知っていると思う。専門家や公共的な組織に向けられている不信 感や批判の多くは今や、良質な看護師や教師、良質な医者や警官、良質な 講師や社会福祉指導員であるための本質的な要件を彼らが追究することに

対してというよりは、彼らが要求されてきたことに応えるというインセンティヴに気をとられていることへの不満である。とはいえ、現存する答責性のレジーム下において、彼らは他に何を為すべきだというのだろうか?つまるところ、答責性の新しい文化は、恣意的かつ非専門的な選択のためのインセンティヴを提供する。講師は時期尚早に研究を出版するかもしれない。なぜなら、彼らの〈属する〉学部のリサーチ度やリサーチ財源がこうしたことを要求するかもしれないから。学校は、公の試験における'A'の評価を得られやすい科目を、奨励するかもしれない。Hospital Trusts は〈数々の〉患者の待機リストに、たとえそれらが医療の質を測る上で最も重要でないとしても注目しなければならない。以上の苦悩に加えて、組織の業績を業績表にアップするという果てしなく無駄な仕事は、絶え間なき目標の再定義や付加、またインセンティヴの注入を行うことによって、より困難にさせられている。そしてこのことは無論、先駆的財源〈確保〉のため競合する際に生じるコストを、全く考慮すること無しに行われている。

答責性の新しい世界において、注意深い専門家らは、公衆がしばしば自分たちに不信感を抱いていると主張すること――にもかかわらず公衆は自分たちが提供するサービスを未だに求めていること、をわかっている。不信感を抱いているという主張は、より質の高い公共的答責性を形づくるといわれる要求に合致したことへの不本意な応答である。古代トロイアの預言者であるカサンドラは真実を述べた。しかしながら、彼女は信じてもらえなかった12。カサンドラのように、今日信頼に値する仕事をしている専門家や組織は、公衆は自分たちを信頼しないと言うかもしれないこと、にもかかわらず(カサンドラの場合とは異なり)自分たちが提供するサービスが未だ求められていることに気が付くかもしれない。より一層完璧な答責性の追求は、市民や消費者、患者や両親に、より多くの情報、より多く

の比較や不平のためのシステムを提供している。とはいえ、このシステム はまた猜疑心の文化や低質なモラルを構築し、最終的に専門家たちのシニ シズムに導くかもしれない。そのとき、公衆が不信感を抱く根拠が生じる ことになるだろう。

(4) 真の答責性?

もしかすると現存の答責性改革は、我々すべてをより答責的にさせるであろう。もしかすると我々は、再び信頼を得られるかもしれない。しかしながら私が思うに、このことは叶えられない望みである。なぜそう思うかといえば、それは――答責性が望ましくないとか不必要だからではなく、現在流行中の答責性のあり方が信頼を修繕するというよりはむしろ、傷つけるからである。もし我々が専門家らの業績を傷つけること無しに、より重い答責性を欲するならば、知的な答責性を必要とする。〈では〉このような答責性には、何が含まれるのであろうか?

そのいくつかの可能性について、私の考えを披露させてほしい。知的な 答責性は、私が想像するに、良きガバナンスへの一層の注視、それから全 体的統制についてのより少ない空想を要求する。良きガバナンスは、諸組 織が財政に関する報告、あるいはその他の報告によって統制されつつも、 それぞれの特殊な仕事に相応しい形態で、ある程度の自治を許容されてい る場合にのみ、可能なのである。こうした報告は、私が信ずるに、完全に 標準化されたり隈なく詳述されたりすることによって改善されるわけでは ない。説明されなければならないことの多くは容易に測定されないため、 その報告は一連の業績評価指数には絞られえない。説明を要請される人々 は、証拠やそれに基づくレポートを精査するための十分な時間や経験を有 している他者に対し、自分たちが何を為してきたのか、そして自分たちの 功績や失敗が何であるかについて*説明*すべきである。真の答責性は、諸組織のあるいは専門家らの仕事に対する実質的かつ独立的判断を提供する。

ところで、我々は〈そのような真の答責性へと〉シフトを始めているの であろうか?〈すなわち〉我々は、より歪みのない答責性の形態へと向 かっているのであろうか?私は、ほんの僅かではあるものの、少し〈その 方向への〉風が吹いているように思う。ブリストル王立小児病院における 出来事に踏み込んだケネディレポートでは、Health Trusts のための、より 手厚いやり方の杳察を提唱し、医療上の過失システムの廃絶が提唱されて いる 13。また噂によれば、教育に関してはティーチングをかなり良く行って いることがはっきりと論証できるような大学については、監査が軽減され るらしい。議会に現在提出されている教育法案では、一流校については監 視を若干免除することが提案されている。しかし、これらは考えが変化し つつあることのほんの僅かな兆候に過ぎない。私が信じるに、重大かつ効 果的な答責性が必要とするのは、良きガバナンス、真実を述べる責務、な らびに知的な答責性に集中することである。私が考えるに、我々は業績評 価指数あるいは全体の透明性という手段に基づいて超人的に細かな管理を 行うという空想から、もっと解放される必要がある。もし我々が公共サー ビスの文化を欲するのであれば専門家や公務員はつまるところ、自分たち の給与支払者にではなく、公衆に奉仕する自由を持たなければならない。

4 信頼と透明性

(1) 信頼と情報

ソクラテスは、自分の言葉が親無しの形で巷に流布すること、〈すなわ

ち〉話し手から切り離されて流通しうる文字盤や本に自分の言葉が書き写され、議論や質疑、修正や認証を超えたところで流布することを欲しなかった。ゆえに彼は、アテネの路上で語り、つぶやき、また他者と議論したものの、何も著わしたり発表したりすることはなかった。(プラトンは自分の師匠の心配を無視し、ソクラテスの考えや会話の内容を発表した。——それは我々にとってはありがたいことだが。)ソクラテスが指摘した問題は、「ニュース」の再利用、広報活動、グローバルな噂話、そしてインターネットによる公表の時代においては重大である。これほど多大な情報に取り巻かれるとき、我々はいかにして、どういった主張や反対意見、報告や事実とされているものが信頼に値すると判別できるのだろうか?噂を報告と峻別すること、事実を作り話と峻別すること、信頼できる情報と密告を峻別すること、真実を述べる者と騙す者を峻別することは困難である。

信頼の危機は、やみくもにさらなる信頼を寄せることによっては克服されえない。我々の目標は、幼い子供たちがするように盲目的に信頼を寄せることではなく、良質な判断を以って寄せることである。他者の言葉あるいは他者との約束に信頼を寄せるのか、もしくは信頼を寄せることを拒否するのかの判断において、我々は情報を必要とするし、情報を判断するための手段を必要とする。理性的に信頼を寄せるために、我々はどの主張や約束に信頼を寄せるように誘われているのかを把握するのみならず、それらの主張や約束を、理性的にどのように評価しうるのかを把握する必要がある。

理性的に信頼を寄せるためには、他者が提唱する案や約束についての情報のみならず、それらを提唱する者たちについての情報を要する。初対面のデート、あるいはマルチ商法の悪巧み、あるいはほら吹きの石油商人や

その他ありそうにない確かなマジックの提供者に対し熱心に信頼を寄せる人々は、自分たちが受容する提案を行う人々についての明らかに不十分な証拠に基づき、そのようにするのである。我々は彼らを哀れんだり嘲笑したりするのであって、同情を寄せたりはしない。我々が同情するのは、自分たちを騙す人々を判別することができない人々に対してのみである。もし我々が言質を以って信頼を寄せようとするならば、我々は何を信じるようにあるいは受容するように望まれているのか、そして誰が我々に対して信頼するように求めているのかを知る必要がある。この点において現在の我々は、一見すると非常に恵まれているようである。

我々がその主張について判断しなければならないところの諸個人や諸組 織についての情報が、これほどまでに豊富な時代はかつてなかった。過去 の時代がほとんど思い描くことのできなかったほどの規模の公開性や透明 性が、今や可能になっている。我々には、政府部局や政府の政策方針、世 論や公開討論、学校、病院、そして大学の業績表に関する情報が山ほど与 えられている。我々は、財政的かつ専門的な答責性を立証するとされる事 実や数字、マーケットの商品やサービスについてのうんざりするような技 術的な詳細情報の山、またそれらを生み出す企業についての豊富な情報を 知ることができる。情報に貪欲な人々はマウスをクリックするだけで、誰 が主要な組織を運営しているかを知ったり、個々の科学者のホームページ や調査記録をみたり、研究委員会や主要な慈善団体の補助金政策を調査し たり、数えきれないささいな公的、専門的、慈善的な組織の年次報告や退 屈な広報誌をダウンロードしたりすることができる。増加する公共団体の 議題や議事録については言わずもがなである。諸組織や専門家らについて のあらゆる情報が、退屈でも煩瑣でもなく公表に値するかのようにみえ る。それゆえ、より多くの公共政策や組織や専門家についてのより多くの

情報を、より広範にかつ無料で流布させることが信頼構築の秘訣であるならば、我々はより一層の信頼社会に向かう王道を歩いているはずである。

この王道は、透明性や公開性の達成にとって理想的な新しい技術の上に 構築されている。情報を拡散させることは安価で容易になり、実際その拡 散を防ぐことは極めて困難になった。秘匿は、言葉を紙に書き残す時代に は技術的に可能であった。しかしながら秘匿の可能性は、容易で、瞬間的 で、多様な複製技術によって、——そして微妙な修正を無限に行える可能 性によって、掘り崩されているのである。我々は奇妙にも未だに、公にし にくい「リーク」について語る。まるで情報が隙のない区画や公文書保管 所の中に封印しうるかのように。しかし実際には我々は、情報がほぼ時 間、技能および金銭におけるコスト無しに容易に広がるという、情報の電 子通信網の中で生きている。より限定的な秘匿を保つためにすら、データ 保護のための、また商業的あるいは他のタイプの秘密の漏えいに刑罰を科 すための特別措置が必要とされている。公開性や透明性は、今やあまりに 容易なのである。これらが信頼を生み出し復興しうるならば、我々は信頼 を手に入れられるはずである。

とはいえ、新しい情報技術が広く使用されるようになったここ数十年の間、より広くより包括的な透明性や公開性の正の効果に対して、非常に大きな楽観主義が続いてきた。「開かれた政府」が標語となっている。イギリスの公職に就いている人々は、七つの「ノラン」の原則に従うように要請されている。その七つとは、無私、誠実、客観性、答責性、公開性、正直そしてリーダーシップである¹⁴。これらに共通の核心(リーダーシップはおそらくさておき)は、公人としての生活における信頼性への要請である。新聞や活動家は公衆の「知る権利」といわれるものを掲げる。情報公開は称賛される理念となり、報道の自由は今もなお活況である。我々はみ

な、公衆の人々とのやり取りが常にインフォームド・コンセントに基づいていることを確かにするよう説教されている。公開性や透明性は、少なくとも公人の生活の中では秘匿や服従という伝統に取って代わるようだ。特定の目的のために諸個人から提供される「個人データ」だけは、公表から保護されねばならない。そしてこの場合もやはり技術は、暗号化の新たな水準と、それゆえにデータ保護にとっての新しい可能性をもたらしながら、救援に当たるとされている。透明性や公開性の理念は、今やほとんど疑問視されていないので、(個人データ以外の)極秘情報を「リークする」もしくは広める人々は、しばしば非難よりは称賛を予期し、自分たちは公共の利益に背くよりは則って行動するのだと思い込む。

然るに、これまでにない公開性や透明性へのこうした強い熱情は、公共的信頼を構築したり復興したりすることにはほとんど寄与していない。むしろ、信頼は透明性が進展するにつれて後退してきたように思われる。おそらくこのことは慎重に考えてみれば、必ずしも驚くべきことではない。情報をいとも容易に、また効率的に広める技術はまさにあらゆる点で、間違った情報やデマを広めることにも長けているのである。公開性や透明性のある種のものは、信頼にとって悪いのかもしれない。

実のところ、信頼についての我々の最も明白なイメージは、公開性や透明性に全く結び付かない。家庭生活はしばしば高度な相互的信頼に基づいているが、近親者は必ずしも自分たちの財政上のあるいは専門的な取引の完全な公表を以って、互いを縛るわけではない。ましてや、自分たちの性生活や健康問題についてはいうまでもない。また彼らは確実に、家族情報を容易に世に広めることはしない。同様に、信頼に基づく医師・患者の関係(これは我々がもはや享受しないとされる種のものであるが)において、医学的に必要な情報は極秘という条件下で公表されていた。相互尊重

とは、おしなべて医師・患者間で一律な公開性を要請するというよりは、それが起きないようにすることである。医師・患者の関係を超える極秘情報の公表は、完全に受け入れがたいものなのである。私は自分の友達、同僚や近隣の人々を、彼らのプライベートな生活に関するすべてを知ったり、あるいは彼らに私のプライベートな生活に関するすべてを知ってもらったりすることを全く望まず、あるいは全く必要とせずに、心底信頼するかもしれない。

そうであるならばおそらく、公開性や透明性がかなり熱心に追求されてきたまさにこの数年の間に、公共的不信が増幅してきたことは驚きではない。透明性はたしかに秘匿を破壊するが、それは信頼関係を掘り崩すような騙しや意図的な誤報を制約しないかもしれないのだ。もし我々が信頼を復興したいのであれば、我々は秘匿よりも騙しや嘘を減少させる必要がある。ある種の秘匿はたしかに騙しを支えるが、他のものはそうではない。〈このように〉透明性や公開性は、現在考えられているような無条件な善ではないかもしれない。同じように、秘匿、それから透明性の欠如は信頼の敵ではないかもしれないのである。

(2) 騙しと誤報

私は、騙しが信頼の本当の敵だと考えている。騙しは、単に物事を悪くさせるというものではない。誰かの誠実な間違いにより誤導されるのはかなり苛立たしいことかもしれないが、騙されるよりはましである。目的地に辿り着くための不正確な道筋を、悪意無しに伝えてしまう通りがかりの人、あるいは会合の誤った日付を載せた知らせを悪意無しに送ってしまうクラブの秘書は、騙す者たちではない。自分たちの能力を超える仕事の行使を誠実な意図をもって引き受ける人々もまた、たしかに苛立たしいが、

騙す者たちではない。そうではなく、騙す者たちは意図的に判断を誤らせる。そして彼らの偽りは熟慮的であるために、また他者の計画や活動する能力を掘り崩す、傷つける、あるいは歪める熟慮された意図を含意するために、信頼や未来の人間関係を傷つけるのである。

騙しは、些細なあるいは周縁的な道徳上の欠陥ではない。騙す者たちは 他者を道徳的に平等な者として扱わず、他者に依存することによって守る ことができるような責務を順守する。騙しは、多くの深刻な犯罪の中央に 位置する。そうした犯罪には、詐欺や着服、偽装や偽りの大義名分により 利益を得ること、(署名などの)偽造や(お金などの)偽造、偽証やスパ イ行為、密輸や不正経理、名誉棄捐や中傷が含まれる。騙しはまた、すべ ての窃盗、暴力や抑圧といった多くの犯罪のほとんどにおいて、不可欠な 要素である。強盗犯は人目を忍んで家に押し入る。スパイやテロリストは 偽りの証明物をつくり偽名の下で生活し、偽のビジネスを営んだり見せか けの友好を形成したりする。殺人犯はしばしば自分たちの犠牲者らに安全 だと錯覚させ、彼らを死に誘う。騙しとは結局、背信や裏切りと同じこと なのかもしれない。ソビエトの歴史家たちは偽って、カティンにおける ポーランド人将校虐殺を、ソビエトによる戦争犯罪ではなくドイツによる 犯罪として事実を捻じ曲げて伝えた。イスカリオテのユダは偽って、忠実 な弟子の役を演じた。マクベスは偽って、ダンカン王の忠実な家臣として 活動した。羊の(あるいは祖母の)衣類を着るオオカミは、単に間違いを 犯しているのではない。いかさまカード師や盗作者、誤った歴史あるいは 科学的な詐欺を促す人々、友人のために(あるいは解雇したい同僚のため に) 偽りの身元保証書を書く人々、あるいは取り巻きのために契約や仕事 もしくはその他の利権を回す人々も同様である。〈さらには〉果たす意図 を持たない約束をする人々、あるいはパートナーを裏切って裏で浮気をす

る人々も同様である。

もし我々が信頼を増幅したいのであれば、我々は*秘匿*ではなく*騙し*を避 ける必要がある。透明性を増幅させるいくつかのやり方は非間接的に騙し を減少させるかもしれないが、多くはそうではない。ある騙しに対して透 明性を与えても、それはその後に騙しが繰り返されるのを減らすことしか できない。また、たとえ騙しが続いているとしても、公開性は確実な処方 箋ではない。透明性の増幅は、それが選別されたり精査されたりしない限 りは、混乱を除いてほとんど何ももたらすことのないような、大量の無分 別な情報や誤った情報を産出しうる。〈したがって〉それは、信頼よりも 不確実性を増大させるかもしれない。また、情報を選別、処理、精査する 諸個人や諸組織自体が信頼されていない限り、透明性や公開性が信頼を増 幅していくと考える合理性はほとんどない。透明性は、人々が不正直にな ることを助長しうるので、騙しを増幅させ信頼の根拠を減少させうる。自 分の述べたこと、書いたことがすべて公表されることを知っている人々 は、真実を捻じ曲げるかもしれない。公的な報告書は機密情報を過小評価 するかもしれない。校長や雇用主は当たり障りなく、参考にならない報告 やコメントを書くかもしれない。〈よって〉曖昧で参考にならない発言が、 真実に取って代わるかもしれない。普遍的な透明性への要請は、言い逃れ や偽善、そして我々が通常「政治的公正」と呼ぶような偏見を促すだろ う。しかしより率直にいうならば、それは「自己検閲」か「騙し」と呼ば れるべきものだ。

透明性が信頼を傷つけると考える、より深くより体系立てられた理由がある。我々は騙しがあるかどうかを、したがって信頼を寄せる理由があるかどうかを、我々が意図的な偽りを与えられたのかどうかを判別しうる限りで、判断することができる。とはいえ、情報とされるものを*誰が*〈真実

だと〉主張してきたのか、集めてきたのか、あるいは支持してきたのかさえ見分けられないときに、我々はいかにこうした判断をしうるのだろうか?情報や誤った情報が「産み出され」、正確な文書作成が過去の美徳となり、いわゆる情報「製品」が送信され、再フォーマット化され調節され、脚色され、精巧につくられ、整形され、転回され、繰り返され再転回される世界においては、情報が真実か偽りかを精査することは極めて困難となりうるのである。

とすれば逆説的ではあるが、新しい情報秩序の中では、情報を脚色する ことを選択する、もしくは情報の正確性をチェックすること無しに通過さ せることを選択する人々は、かなり楽な状況にある。彼らの立場は、広く 入手可能な確証ある反証にさらされながらも、しばしば維持される。情報 源とされるものが増殖しているために、諸々の主張を支持あるいは否定す るのに十分な証拠がどこにあるのか、そもそもそのような証拠があるのか について、我々の多くは確信を持てない。数多の情報源にもかかわらず 我々は、ある種の薬物は危険か、あるいは水の中のフッソ物は害がある か、あるいは水や大気における環境汚染物質の水準は高く設定され過ぎた のか(または低く、または適正なレベルに設定されてきたのか)、医者や 教師による専門的トレーニングは十分か不十分か、焼却あるいは埋め立て による廃棄物処理はより安全か、について不確かなままかもしれない。こ れらの、そして他の数えきれない論点に関し提言する者たちは、入手可能 な証拠を掲げること無しに、 入手可能な証拠が自分たちの見解に替成なの か反対なのかについてのみ、派手で断定的なキャンペーンを開始すること ができる。

入手可能な(間違った)情報は増大し、自己授与的な認証や任務を掲げる団体および能動的な広報マシーンの数が増え、広く表明された主張が信

用可能なのかどうかを知ることの難しさが増している。その結果、理性的な信頼を寄せることはより困難となっている。ミルトンは大げさに、「何かしら真理を知っている者が、自由で公開的な対話において、事態を悪くさせることなどありうるだろうか?」と尋ねた15。今日、「自由で公開的な対話」の可能性それ自体が、新しい情報秩序における透明性の世界といわれるものの中で、溺死しつつある。

(3) 情報とインフォームド・コンセント

グローバルな透明性や完全な公開性は、信頼を構築するあるいは復興するための最善の方法ではない。我々が信頼を寄せたり拒絶したりするのは、自分たちが情報の山を持っているからではない(より多いことは必ずしも良いわけではない)。そうではなくて、特定の情報や特定の約束を、その源までさかのぼれるからであり、しかも、その源の真実性や信用性について我々が何らかのチェックを行えるからである。適切に寄せられる信頼は、盲目的な受容よりは積極的な探究から生じる。信頼の伝統的な関係においては、積極的な探究は時間をかけてなされてきた。何度も話したり質問をしたりすることによって、また知っているという主張や行動するという約束がどの程度本当であったのかを聞いたり見たりすることによって、なされてきたのである。それが、ソクラテスが信頼を寄せ、それゆえ活字化を留保したところの世界であった。我々が受け取る情報をチェックできるところでは、ならびに誰が情報を流通させたのかに遡ることができるときには、我々は信頼を寄せるのかあるいは拒絶するのかについて自信を得られるようになるだろう。

ところが、情報源やその信用性をチェックしたり調査したりすることが 何らできない場合には、我々はしばしば、そして合理的に、信頼を撤回し 冷笑主義や偏見を支持して、信じること信じないことの双方を保留する。 我々は、情報源を信頼しないと主張しながらも、まさにその情報源に*実生 活の必要上*、信頼を寄せることになるかもしれない。情報とされているも のをチェックしたり尋問したりする可能性が寸断されているところでは、 信頼もまた断片的かもしれない。〈よって〉我々はたとえ信頼の危機に至 らなくとも、猜疑心の文化に至るのである。

それゆえ、もし我々が信頼を寄せることが可能な社会を欲するならば、 我々は自分たちが積極的に互いの主張をチェックできるような方法を模索 する必要がある。積極的なチェックは、多くの情報源が同時に競合するよ うにチェックすること以上のものでなければならない。より多くの新聞や 新聞の写しを読むことは、何ら信用性を増やさない。また機能的なチェッ クとは、頻繁に利用されるあるいはお気に入りのウェブサイトやチャンネ ルを引用することに還元されるものではない。古い言い方を用いるなら ば、権威に頼った論証は、たとえそれがお気に入りの考えに都合のよいも のであっても、何ら立証しない。「情報源」が互いに貸し借りされ、ある 議題を追求する人々にとって人目を引くあるいは便利であるとの理由から 統計が引用され鵜呑みにされ、噂がためらいもなくニュースとして加工さ れうるような情報秩序の中では、情報を積極的にチェックすることは我々 の多くにとってかなり困難である。無条件の信頼はその結果、かなり稀な ものとなることは理解に難くない。

それでは、直接対話ができる関係、〈より具体的には〉我々が知っている、我々が質問したり監視したりできる人々によって直に情報が与えられるところにのみ無条件の信頼は存在するのだと、我々は結論づけるべきなのだろうか? たしかに、個人間の直接的な関係は、親密か否かを問わず信頼の確立に適いうるが、そうした関係は十分ではない。我々は、より一層

広範囲で信頼を寄せるか拒絶する必要があるのである。

我々は、他者が提示する情報や約束をチェックできるときに、直接対話 できる関係を超えて信頼を寄せられる。これはつまるところ、インフォー ムド・コンセントが要求する機能である。それが機能するところでは、同 意は情報がチェック可能であるべきという観点から与えられるか拒絶され る。インフォームド・コンセントの流儀は、靴下を選ぶことから大学課程 を選ぶことまで、予防接種を受けることから結婚することまで、ビデオを 選ぶことから職業を選ぶことまで、多様に活躍する。もちろん、もしたと えすべてのインフォームド・コンセントが良質で信頼に値する情報の観点 から与えられるとしても、同意する人々は事を悪くしうるのだろうが。彼 らは、薄っぺらな靴下や退屈なビデオを選ぶかもしれないし、遊び人と結 婚したり自分たちが適応できない大学課程に踏み出したりするかもしれな い。そこには、何の保証もないのである。とはいえ、同意しようとする 人々が大量のチェック不可能な情報を提示されるのではなく、ある程度彼 らが情報自体をチェックすることや精査することが可能な正確性を持った 情報を提示されるのであれば、インフォームド・コンセントは信頼の基礎 を与えうる。〈もっとも〉これには大変な努力を要する。

他者の信用性や確実性をテストするための能力は、しばしば失敗し行き 詰まる。人々はときに、与えられる情報があまりに門外漢には理解できな いものであるとか不明瞭であることから行き詰まる。しかしときには、同 意を求められる人々が自分たちに提示する情報をチェックしたりテストし たりできないがために、また自分たちは騙されているのか、または自分た ちは理性的に信頼を寄せているのかが分からないがために、失敗する。ゆ えに、ソクラテスの懸念は今日に至っても廃れていない。情報が水銀〈の 変化〉のように広がる世界においては、信頼もまた同様でありうると想像 [訳出]

することは非常に容易い。〈しかし〉信頼はそのようであるはずがない。 信頼を寄せるということは、私が提唱するに、古代アテネにおいてと同じ くらい今日において努力を要するものなのである。

5 騙すためのライセンス?

(1) テストすることと良質な判断に基づき信頼を寄せること

我々はみな、あるプリンセスに求婚するヒーローの物語を知っている。 プリンセスの父親は、彼を離れた地での厳しい冒険の旅に送り出す。これ は結婚の準備にとって、あるいは王国の支配にとって、表面上は理想では ない。しかしその旅のポイントは、我々すべてが知っているように、王が そのヒーローの献身や忠誠を判断する必要があることである。もしその ヒーローが自分の冒険の旅を貫くならば、王は彼を信頼する合理性を持つ だろう。もし王女とそのヒーローが長い年月の冒険の旅を経て不動のまま ならば、各々が他方の愛や忠誠を信頼する合理性を持つだろうし、彼らは 末永く幸せに生きるだろう。冒険の旅は、信頼に値するかどうかのテスト である。

日常的な信頼性のテストは、もっとシンプルである。簡潔な言葉のやり取り、少しばかりの質問、短時間の面会で、我々は何らかの信頼を寄せ始める。我々はこの信頼を、行為を観察しチェックしながら見直したり、広げるか減少させたりするのである。然りながら、我々は見知らぬ人々や諸組織を、いかにテストしうるのだろうか?我々は他者と話ができない、あるいは彼らを観察できない、ましてやかれらに長期にわたる冒険の旅を求めることができない場合、いかに主張や約束を判断しうるのだろうか?

我々は彼らが我々を騙していないことを、いかに見分けられるのだろうか?

おそらく我々は運が良い。我々は、通信技術の時代に生きている。〈したがって〉以前よりも、見知らぬ人々や諸制度を調査したり、認証をテストしたり、情報源が本物であると証明したり適切に信頼を寄せたりすることは、より容易なはずである。しかし運が悪いことに、新しい通信方法の多くはそのようにするために、十分な、ましてや容易な方法を提供しない。新しい情報技術は信用性のある情報を広げるためには理想であるが、我々が互いの主張を判断するために、そしてどこに我々の信頼を寄せるべきかを決断するために普通に用いる仕方を、退けてしまうのである。

昔の王たちが自分の娘への求婚者をテストしたとき、多くのコミュニケーションは対面的で双方向的であった。情報技術の時代においては、コミュニケーションはしばしば見知らぬ人々や一方性の中にある。ソクラテスは文字にされた言葉について懸念した。なぜならそれは質疑や見直しの可能性を超えて、それゆえ信頼を超えて広がったからである。我々は文字にされた言葉のみならず、放送音声、映画やテレビに対しても懸念するべきかもしれない。これらの技術は、最小限の意思疎通と一体となる一方性のコミュニケーションのために考案されている。〈しかも〉こうした技術を統制し使用する人々は信頼に値するかもしれないし、そうでないかもしれないのだ。〈であるならば〉彼らが伝えていることを、我々はいかにチェックしうるのだろうか?

(2) インフォームド・コンセントと信頼

インフォームド・コンセントは、見知らぬ人同士の間における信頼の一 保証である。年金プラン、住宅ローンや複雑な医療手続きについて理解 し、また選択するか拒絶するかについて自由であるとき、私はインフォームド・コンセントを与えることによって、信頼を表明する。我々はインフォームド・コンセントを対面的な交流においても与えているが、そのことにはほとんど気づかない。我々は市場でリンゴを買う、知人とアドレスを交換する、またヘアカットのために着席する。これらの日常的な交流をインフォームド・コンセントに基づくものとして語ることは、大げさに聞こえるかもしれない。しかしながら、これら各々において我々は、相手方が騙したり抑圧したりしていないことを想定している。我々は、もし腐ったリンゴを売られる、意図的に誤ったアドレスを与えられる、あるいは強制的にモヒカン刈りに晒されるならば、即座に信頼を撤回する。日々の信頼は完全に、抑圧や騙しにより掘り崩されるのである。

インフォームド・コンセントは、個人の自律や自立を保証するとされる。こうした一般向けの思考は、あまりに多くの自律観が作用しているので、極めて曖昧である。〈一方において〉個人の自律を、自発的に選択することと同定する人々がいる。私がかつてニューヨークで教えた女学生は、ブロードウェイで同年輩の男性グループと一緒に服を脱ぎ全裸となり、そうすることで彼女は自分が自律的であると強く確信した。それによって、彼女は少なくとも、自分が慣習、それからおそらく両親を無視できることを示したが、同時に、同年輩の男性は無視できないことを示した16。彼女の奇抜な選択は、一応は無害であるが、他のケースにおいては自発的に選択することが、有害で破滅的となりうる。〈そして他方においては〉個人の自律を、自発的選択ではなく、熟慮的選択と同じことだと述べる人々がいる。然りながら、熟慮的選択もまた多くを保証しない。インフォームド・コンセントの真の重要性は、私が信ずるに、我々の選択の仕方とほとんど関係がない。インフォームド・コンセントは、我々が慣習的選択や消極的

選択、あるいは無分別な選択や軽率な選択をする際に、この上なく大切である。ちょうど我々が熟慮の上で、また自立的に選択する際にそれが大切であるように。インフォームド・コンセントは、透明性は騙しや抑圧に基づかないことを示しているというだけの理由で、重要なのである。

インフォームド・コンセントは常に大切であるが、これは信頼の基礎で はない。そうではなく、信頼の前提であり信頼の表明である。信頼は、 我々が与えられる情報を評価するために、すでに寄せられていなければな らない。私は提案された手術を受けるべきか?私はこの車を買うべきか、 あるいはあのコンピューターを買うべきか?インターネット上の安物は本 物か?各々のケースにおいて私は何が提示されているのかを精査する必要 があるが、独力で情報に判断を下すことは不可能かもしれない。他の専門 家の判断が、そのギャップを埋めるのかもしれない。すなわち、私は手術 について説明する外科医に頼るかもしれない、あるいは車あるいはコン ピューターあるいはインターネットショッピングについて知る同僚に頼る かもしれない。しかし、他者に頼る点で、私は既に助言者に信頼を寄せて いる。すなわちフランシス・ベーコンが記したように、「人間と人間の間 のもっとも偉大な信頼は、忠告に対する信頼である」17。我々が友好的な 人を当てにする、あるいは専門家を当てにする際には、我々が我々自身の ためにどこに信頼を寄せるべきかを判断しなければならない。こうした判 断のために我々は、信頼に値する情報を見出す必要がある。このことは、 一方件のコミュニケーションの世界においては、とてつもなく困難となり うるのである。

(3) 信頼とメディア

マスコミュニケーションの時代においては、情報は豊富であるがしばし

ば間違った情報とデマが混在する。〈したがって〉我々が読んだり聞いたりしたことをチェックするのは困難となりうる。容易なケースはある。〈たとえば〉我々は、天気予報の正確性を明日まで待つことによりチェックできる。広告表示価格で販売しないスーパーマーケットを見抜くことができる。しかし、困難なケースがある。〈たとえば〉両親は、子どもに予防接種を受けさせるか、それとも接種を拒否するかをいかに判断しうるのか?我々は、製品あるいはサービスがその請求額に適うのかを、いかに判別しうるのか?然るに、日常的で実際的な目的のために、我々は見知らぬ人々や諸組織にのうちのあるものには信頼を寄せる必要があるし、他のものには寄せない必要がある。〈では〉我々はこのことを、いかによくなしうるのだろうか?

我々は、自分たちが必要とすることを知っている。我々は、信頼に値しない情報と値するそれとを区別する必要がある。そして我々は、このことを公人の生活における答責性改革を促進することによって、また透明性を要請することによって可能にさせようとしてきた。私はこれまでの章の中で、我々は答責性のより知的な形態を必要とすること、かつ透明性の理想を重視し過ぎず、むしろより騙しの制約を重視する必要があることを主張してきた。我々は、お役所仕事的なプロセスを伴う細部にわたる法令順守への要請を管理上の目標と結び付ける高圧的な答責性から、本当に利益を得るのだろうか?私は〈そのことを〉確信できない。私が思うに、我々は専門家の業績や規範を過度な規制により掘り崩しているのかもしれない。また我々は、完全な透明性の中に存する騙しを見逃しているのかもしれない。

そしてその一方、いくつかの強大な諸組織や専門的な仕事は、答責性や 透明性の改革を避けてきた。最も顕著なのが、メディア、特に活字メディ アである。それは、「他者」が信頼に値しないということに没頭する一方で、自分自身については、答責性への要請を避けてきたのである(会社法や会計実務が定める財務的な規律は別として)。このことは、地上波の報道メディアにはあまり当てはまらない。この(種の)メディアは、Broadcasting Act 1996 および the Broadcasting Standards Commission の影響下にある。the BBC もまた、自らの Charter, Agreement and Producers' Guidelines を持っており 18、それは不偏性、精確性、公正、あらゆる見解を伝えること、放送の独立性、プライバシーの尊重、選好や良識の規範への献身を内包する。(法令順守については、私は一切コメントしない)。

〈ところが〉新聞の編集者やジャーナリストは、このような仕方を通じた答責性を課されていない。極めてすぐれた報道や記事と、〈他者を〉中傷する、冷笑し野次る、告発する、貶めたり咎めたりする編集や報道とが混在している。ある報道はびっくりするほど多くのくだらないニュースを「カバーする」(「暴く」というべきか?)。ある報道は事実を捻じ曲げて述べたり〈人などを〉侮辱したりする。ある報道は名誉棄損の寸前をさまよう。この奇妙な世界においては、信頼に値する報道への献身は不確かである。すなわち、報道する者の能力を超えた物事について書くこと、誤解されやすい大見出しを作ること、公共の利益や重要性の問題を省くこと、あるいは他者の意見を「ニュース」として再利用して流布させることに、何の恥じらいもない。とりわけ、証拠を読者にアクセス可能にするという要求など全く課されていないのである。

複雑な世界の中で注意深く信頼を寄せなければならない我々すべてに とって、我々が真偽を精査しえない報道がなされることは、大きな不幸で ある。もし我々がマスコミ報道を信頼できないのであれば、我々はマスコ ミの報道対象となる人々に信頼を寄せることなどできなくなる。当てにで

きるかどうかわからないメディア、あるいは情報の真偽が精査不可能なメ ディアは、他の情報源を有する特権的人々にとっては重要ではないかもし れない。彼らは他の情報源を以って、どの言い分がほぼ正確で、どの言い 分が乱雑で悪意なのか、あるいは単なる誤りなのかを判別することができ る。しかしながら、ほとんどの市民にとって、それ〈メディアが信用で き、その情報を精査できるかということ〉*は重大な問題のである*。我々は いかに、「独立的」であることを主張する新聞やウェブサイト、出版物が、 ある種の政策課題を促進しているか否かを判別しるのか?我々はいかに、 自分たちがごまかしや情報操作、間違った情報やデマの被害を受ける側に なるのか、そしてそうであるならばそれはいつなのかを、判別しうるの か?多少なりとも正確な報道はあるが、そのことは、もし読者がどの報道 が当てにできる部分かを判別しえないのならば、ほとんど慰めにならな い。我々が必要とするのは、自分たちが精査したりチェックしたりできる 報道なのである。〈なぜなら〉我々が入手するものはしばしば、非専門家 らには精査したりすることができない。もしメディアが判断を誤らせるな らば、あるいは読者がそうした報道を精査しえないならば、公共的言説の 源泉は毒される。新たな情報技術は反権威主義かもしれないが、奇妙なこ とにしばしば反民主的な仕方で使用される。それらは、他者の主張を判断 したり我々が信頼を寄せたりする能力を掘り崩すのである。

(4) 21世紀における報道の自由

ゆえに、もし我々が「信頼喪失危機」といわれるものに対処したいのであれば、政府や企業あるいは専門的職業、――あるいはそれらすべてに規律を守らせるだけでは十分ではない。我々は同様に、誤った情報やデマを公表したり、他者がチェックすることを望めないやり方で公表したりする

ことが制限され罰せられるような、より堅固な公共文化を発展させる必要 がある。とはいえ、我々はそれをなし、なお自由なプレスを守ることがで きるのだろうか?

我々は21世紀の通信技術を使用しているかもしれないが、19世紀におけるプレスの自由に対する諸見解、典型的にはジョン・スチュアート・ミルの見解を信奉している1°。ミルが著述していたころ、多くの国々においてプレスは検閲を受けていた。権力者に真実を伝えていく自由なプレスについての、そして人々の人権擁護者としての調査ジャーナリストについての素晴らしいイメージは、そうしたより危険で英雄的な時代に属している。デモクラシー〈の時代〉において、そのようなイメージは時代遅れとなった。すなわち、ジャーナリストは海外での任務を除いてほとんど危険に直面しないし、プレスは廃業させられるリスクを負わない。それどころか、プレスは他者が対抗することのできないような、答責性を免除された権力を手に入れた。

実は、自由なプレスに対する古典的な議論は、プレスが答責性を免除された権力を有することを支持しないし、ましてや要請しない。このことを知って、私は驚き安心した。自由なプレスは答責的なプレスになりうるし、なるべきである。

答責性は、自己検閲を意味しない。それは、自己検閲を不可能にする。誰も、公人の安全、良識そして個人のプライバシーを守るために制限的になされる要請を除いて、何が公表されてよいのかを指図すべきでない。しかし報道の自由はまた、騙すためのライセンスを要請しない。我々はミルと同様に、プレスには自由に真実を追求し、ほとんどの人が正しいと考える通説に挑んでもらいたい。ところが真実を追求する、あるいは(より控え目にいえば)欺こうとしない著作は、読者による精査や批判を可能にさ

せる内部規律や基準を必要とする。混乱を広げたり真実を曖昧にしたりするライセンス、公衆を「情報過多」あるいはより一層気力を失わせるような「誤報の過多」で困らせるライセンスは、擁護する余地などない。デマを広めたり繰り返して言ったりするライセンスに擁護の余地がないことは、いうまでもない。

ミルのように、我々は個人の表現の自由、そしてゆえに個人の意見や見解を代表するプレスの自由を情熱的に支持するかもしれない。しかし表現の自由は、諸個人のためのものではあるが、諸組織のためのものではない。我々は、たとえ諸個人の意見がでっちあげで、誤りで、愚かで、見当違いで、あるいは全く常軌を逸していても、個人に意見を表明することを許容する十分な根拠を持っている。しかしそれを、権力を有する諸組織のためにも許容する理由はない。然るに我々は、まるでメディアの複合企業体もが無制限の表現の自由を持ち、それゆえに一般の人々(彼らについてメディアは平気で揶揄し、馬鹿にし、誤った情報を流し、あるいは沈黙させる)を従属させるためのライセンスを有するかのように行動する世界に、危険なほどに接近している。もしメディアの複合企業体がそうした無条件の権利を有するならば、その企業体は人々が自分たちのために判断し、適切に信頼を寄せるための諸個人の能力を掘り崩す権利、実にデモクラシーを掘り崩す権利を持つことになってしまう。

ミルのように、我々は議論の自由を支持するかもしれないし、それがデモクラシーの基礎であると考えるかもしれない。またそれゆえに、アメリカにおいて広く開放的で妥協のないディベートと魅力的に称されるものを培うためのプレスの自由を支持するかもしれない。しかしまさにそうした理由のために、我々はメディアの複合企業体が公共の「議論」をお膳立てするという自由を、支持できないのである。〈というのも〉そうした「議

論」の中では、いくつかのあるいは多くの声は代表されないか茶化されるかもしれない。また、間違った情報が訂正されないまま広められるかもしれないし、評判は選別的に隠ぺいされたり誇張されたりするかもしれない。

自由なプレスは無条件の善ではない。報道の自由は、公衆が諸々の意見 を探ったりテストしたりすることに役立つゆえに、また公衆が*誰を*また何 を信じ trust を寄せるかの判断に役立つゆえに、そしてその限りにおいて 善なのである。もし権力側を有する諸組織が資料の公表、流布、盲伝の遂 行をする前に、何が周知されていて何が噂なのか、何が風評的な情報源か ら引き出され何がでっちあげられているのか、何がスタンダードな分析で 何が憶測なのか、どの情報源が事情に詳しくどの情報源がおよそそうでな いのかを示さなくても構わないとされるならば、そうした諸組織は我々の 公共文化や我々の生活すべてを傷つける。良質な公共的ディベートは、ア クセス可能でなければならない上に、その聴衆によって精査可能でなけれ ばならない。プレスは資料をアクセス可能にさせることには長けている が、それを精査可能にさせることについては当てにならない。このこと は、なぜ諸々の世論調査や社会調査が現在、イギリスの公衆が自分たちは 新聞のジャーナリストに他のいかなる専門的職業よりも信頼を寄せないの か、またついでながら実質上、ラジオやテレビのジャーナリストよりも新 聞のジャーナリストに信頼を寄せないのかを示す理由なのかもしれない。

(5) 精査可能なコミュニケーションとカント哲学の自律

報道の自由に関する通説は、自由や権利がそれ自体で成り立ちうると想定している。〈ところが〉実際には、対となる責務無しには権利は存在しない。責務を尊重することは、他の活動にとってと同様に、コミュニケーションにとっても不可欠である。我々は少なくとも、他者がコミュニケー

ションをとる可能性を破壊しないあるいは掘り崩さないという仕方で、コミュニケーションをとる責務を有している。然るに、騙す者はまさにこれを破壊し掘り崩すのである。〈すなわち〉彼らは、他者が共有し守ることができない、またテストしたりチェックしたりすることのできない仕方でコミュニケーションをとる。それゆえ、他者のコミュニケーションや活動にダメージを与える。彼らは、コミュニケーション自体が依拠するところの信頼そのものを掘り崩す。つまりは、他者の有する信頼や誠実さにフリーライドするのである。

騙さないという責務は、ミルの自律概念よりはカントのそれに、より密 接している。カントの〈捉える〉自律は、あらゆる人々の格率となりうる 格率に基づき行動すること、また我々が決して他者をより道徳的に低い存 在、我々と格率を共有できない存在―つまり被害者――として扱わないこ とを重視する。もし我々が騙すならば、他者を我々の犠牲者にさせ、かれ らが活動したりコミュニケーションをとったりする可能性を掘り崩すか歪 める。我々は傲慢にも、自分たちのコミュニケーションや活動を、信頼を 破壊し、その結果、他者が活動する可能性を制限するような格率に基づか せているのだ。コミュニケーションの仕方の中には、数多の理由から許容 不可となりうるものがある。〈たとえば〉脅しは〈他者を〉怯えさせ抑圧 するかもしれないし、中傷は〈他者を〉貶めるかもしれない。とはいえ、 コミュニケーションをとる上でもっともありふれて為されてきた害は、騙 しである。それは、判断をしたりコミュニケーションをとったりする能 力、活動したり良質な判断を以って信頼を寄せる能力を掘り崩し傷つけ る。騙しを拒絶することは、誰にとっても責務である。すなわち、諸個 人、政府、そして諸々の組織にとって――ここには、メディアやジャーナ リストも含まれる。

目下のところ、公衆は報道が詐欺的なのか否かを見抜く信用性ある方法を、ほとんど有していない。我々は、いかなる自己検閲の気配もみせること無しに、また我々を別の形でダメにするような過度で中央集権的な種の規制の負担を課すこと無しに、事態を好転させることができたはずである。〈つまり〉オーナー、編集者、そしてジャーナリストに対して、資産的利益やその他の利益(利害衝突)の公表を要求する、そして報道とコメントを峻別することを要求する、といった手続的な変化によって、あるいは証拠の提供無しに他者が公表する噂を再循環させることに対する罰則によって、多くのことが変革されえるはずだった。チェックブックジャーナリズム=札束報道主義は、どんな「でっち上げ記事」についても情報提供のために、誰が誰に対してどれだけ支払ったのかを公開することで減らせるはずだった。私は今もなお、ジャーナリストたちが情報源が全くないにもかかわらず、秘匿されるべき情報があるかのように振る舞って「でっち上げ記事」を公表することがないよう、保証するための方法を模索している。

我々は、自分たちを騙さない他者に頼ることができるという公共文化 ――とりわけメディアの文化――を構築する場合に限り、誰にまた何に理性的に信頼を寄せることができるのかを判断しうるだろう。もし我々がメディアの水準について無頓着ならば、猜疑心の文化は存続する。我々は未だ、実用的な目的のために信頼を寄せようとするが、それを猜疑的にまた暗澹たる思いでするだろう。現存する我々の猜疑心の文化は、メディアを除いた誰をも信頼に値させることによっては、一掃されえない。信頼の復興のために我々は、信頼に値する人々や諸組織を必要とするのみならず、良質な判断を以って信頼を寄せることや誤って信頼を寄せることの精査可能な理由を必要とするのである。これらは、猜疑心を繰り返し唱えること

よって、あるいは証拠の提供無しに猜疑心を幾度となく再循環させること によって、獲得しえないものである。

我々が主張したいのは、我々は公共的信頼の危機といわれるものが落着することを望み、多くの専門家や組織をより信頼に値させることで、幾分それを叶えようとしてきたことである。これまでの章で私は、診断と処方箋双方に疑義を呈してきた。我々は何度も猜疑心を表明するかもしれないが、我々が他者に信頼を寄せることを止めたというのは至って不明瞭である――実際それは不可能である。我々は何度も他者を信頼に値させようと模索するかもしれないが、ここ15年にわたり発展をみてきた答責性や透明性のレジームのいくつかは、信頼性を強化するというよりはむしろ傷つけたかもしれない。信頼喪失の危機といわれるものに対し我々が講じてきた押しつけがましい手段は、もし上手くいかないとすれば、信頼性の危機をいっそう煽るかもしれない。またそれゆえ、本物の信頼の危機へと導くかもしれない。

我々がもしこうした嘆かわしいスパイラルを避けたいのであれば、細部にわたる管理や中央統制を通じた答責性を検討するよりは良質なガバナンスを検討し、透明性よりも騙しの制限を検討する必要がある。我々がもし信頼を復興しようとするのであれば、精査に晒される仕方でコミュニケーションをし始めなければならない。またこれを遂行するために我々は、報道の自由の適度な制限を再考する必要がある。プレスは騙すためのライセンスを何ら有していないし、我々には自由なプレスがそうしたライセンスを必要とすると考える理由は全くない。

【訳出を終えて】

現代のデモクラシー下で信頼を復興することができるのかどうか、また どのようにすればそれを復興できるのか。これが A Question of Trust を貫 く、オニール自身による主要な問いであった。デモクラシーが信頼の基礎 なのではなく、信頼がデモクラシーの基礎であると捉えるオニールにとっ て、信頼の危機はデモクラシーの危機そのものといえる。

その一方、オニールはイギリスにおいて語られる「信頼喪失の危機」は、猜疑心の文化に過ぎないとの見解を示す。信頼が以前よりも失われているという証拠が雑多であるためだ。そこでオニールが重視するのは、単なる信頼の復興というよりは trusting、すなわち良質な判断を以って信頼を寄せたり寄せなかったりするという精査である。こうした精査を可能にする素材が乏しいところでは、信頼の質を高め、デモクラシーの質を高めることはできないとみているのである。

trustingのための素材に値するものとは何か。オニールは、少なくとも 三つを挙げている。一つ目は、現存の答責性に代わる知的な答責性であ る。答責性の改革はたしかになされたが、それは改革を求められる人々に 重荷を課し、本来担うべき役割に支障を与え、むしろ精査それ自体を困難 にするものであった。二つ目は、完全な透明性の再考である。完全な透明 性を志向することで、騙しの抑制という最も大切な指標が影を潜めてしま うからだ。三つ目は、報道の自由に対する適度な制限である。これが意味 するのは、プレスからデマを広めるライセンスを剥奪することである。

では、trustingをする側にオニールは何を求めているのだろうか。私が理解するに、それは市民の能動性である。オニールが捉える能動的市民とは、「私は何を得るべきか」〈権利〉の対となる「私は何をなすべきか」〈義務〉を問う市民像である。デモクラシーの根幹をなすフリースピーチ

[訳出]

を行う権利や公正な裁判を受ける権利といえども、それらの享受はいかに すれば享受に資するのかに真摯に向き合う市民が存在しなければ、権利は 美辞麗句となってしまう。同様に、trustingのための素材がいかに整えら れようとも、それらに受動的態度を示すならば、素材は活かされぬままと なる。

日本でしばしば語られる政治不信や政府不信、ひいてはデモクシー不信が信頼の危機の表れなのか、それとも猜疑心の文化の表れなのかは定かでない。いずれにせよ、これらの処方箋として徹底した答責性や透明性が必ずしも万全ではないことを、オニールは示唆している。答責性や透明性のあり方にも、質ないし「信頼に値するのか?」が問われるべきなのである。

【訳者解題】

〈注〉

- 1 The BBC Reith Lectures (BBC リース講義) は、BBC の初代 Director-General となった Lord John Reith が 1948 年に設立した radio 講義。Bertrand A.W. Russell が初回の講義を務めて以後、Arnold J. Toynbee、John K. Galbraith、Michael J. Sandel などの著名な識者が講義者として名を連ねている。http://www.bbc.co.uk/programmes/articles/4ZTNLKgrG2mSzfgC1ZYINmV/about-the-reith-lectures (2017.11.20 アクセス)参照。
- 2 The Berggruen Prize は、Nicolas Berggruen が人道的思想家を称賛することを主要な目的に創設。2016 年、カナダの政治哲学者 Charles M. Taylor が一人目の受賞者となった。http://philosophyandculture.berggruen.org/councils/the-berggruen-prize (2017. 11.20 アクセス) 参照。
- 3 *A Question of Trust* に対して審査員から寄せられた評価については、Kevin Rawlinson, "British philosopher Onora O'Neill wins \$1m Berggruen prize" *The Gurdian*, October 4, 2017 (https://www.theguardian.com/world/2017/oct/04/onora-oneill-british-philosopher-wins-berggruen-prize 2017.11.20 アクセス)から引用。

【訳】

〈原注〉

- 1 Arthur Waley, *The Analects of Confucius* (London: George Allen and Unwin, 1938), xii, 7, p.164.
- 2 Niklas Luhmann, Trust (Chichester: John Wiley & Sons, 1979), p.4.
- 6 Samuel Johnson, *The Rambler*, no.79, vol.11, ed. W.J. Bate and Albrecht B. Strauss (New Haven: Yale University Press, 1969).
- 8 Simone Weil, *The Need for Roots: a Prelude to a Declaration of Duties Towards Mankind*, trans. A. F. Wills (London: Routledge and Kegan Paul, 1952).
- 10 Michael Power, *The Audit Society: Rituals of Verification* (Oxford: Oxford University Press, 1977).
- 17 Francis Bacon, Essays xx, Of Counsel (Oxford: Clarendon Press, 2000).
- 18 British Broadcasting Corporation, *Producer's Guidelines: The BBC's Values and Standards* (London: BBC, 2000).

〈訳注〉

- 1 宮崎市定「顔淵 12-07」 『現代語訳 論語』 岩波書店、2000 年、279-302 頁参照。
- 2 ニクラス・ルーマン『信頼―社会的な複雑性の縮減メカニズム』大庭健ほか 訳、勁草書房、1990年。原著は1968年。
- 3 = 'Who will guard the guardians?' これは、古代ローマの詩人ユウェナーリス (Roman poet Juvenalis) による『諷刺詩』の中の「第6歌 ローマの女」における 'Quis custodiet ipsos custodes?' の英訳と解される。ペルシウス/ユウェナーリス『ローマ諷刺詩集』国原吉之助訳、岩波書店、2012 年、167 頁参照。「その見張り番を誰が監視するのか」と訳されている。原著は116 年頃。
- 4 なお山岸は、ニクラス・ルーマンの定義を援用したバーナード・バーバー Bernard Barber の定義を引き合いに、「明日も太陽が昇る」と信じるような「自然の秩序に対する期待」は、科学的分析にほとんど役に立たないとした。山岸俊男『安心社会から信頼社会へ 日本型システムの行方』中央公論新社、1999年、11-2頁。
- 5 Dr. シップマン = Harold Fredrick Shipman。イギリスの医師で、連続殺人犯として知られる。詳細は、Steve Hyer, *Retelling the Story of Harold Shipman*, Independently published, 2017 を参照。

[訳出]

- 7 2001 年 9 月 18 日 と 10 月 9 日、炭疽菌が封入された封筒がアメリカ合衆国の大手テレビ局や出版社、上院議員に送りつけられた。 Richard Butler, "Who made the Anthrax?" *New York Times*, October 18, 2001 参照。
- 9 = 'Power of the powerless' は、その後出版化。Václav Havel, *The Power of the Powerless: Citizens Against the State in Central-eastern Europe*, Routledge, 2009.
- 10 マイケル・パワー 『監査社会―検証の儀式化―』阿部克彦/堀口真司訳、東洋 経済新報社、2003 年参照。原著は1997 年。
- 11 A レベル試験を受けることは、イングランドの主たる大学の入学資格となっている。https://www.shidaikyo.or.jp/riihe/research/350.html(2017.11.18 アクセス) 参照。
- 12 ギリシア神話に登場する古代 Troy の預言者 Cassandra の悲劇については、アラン・アトキソン = Alan AtKisson 『カサンドラのジレンマ 地球の危機、希望の歌』 枝廣淳子訳、PHP 研究所、2003 年を参照。原著は 2000 年。
- 13 ブリストル王立小児病院 = Bristol Royal Infirmary。この病院の心臓外科手術による死亡率が異常に高いことが社会問題化したために特別調査が行われ、Ian Kennedy ロンドン大学教授が 2001 年にその報告をまとめた。ケネディレポートの内容は、http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20090811143822/http://www.bristol-inquiry.org.uk/final report/the report.pdf(2017.11.18 アクセス)で閲覧。
- 14 七つの 'Nolan principles' については、https://www.gov.uk/government/publications/the-7-principles-of-public-life(2017.11.18 アクセス)を閲覧。
- 15 イングランド議会に向けてミルトン = John Milton が出版の自由 (the liberty of unlicenced printing) のために行った演説の一部。演説全般は、1644年に *Areopagitica* として出版化に至る。ジョン・ミルトン『出版・言論の自由――アレオパジティカ 他一篇』原田純訳、岩波書店、2008年、73 頁では「自由にして公然と開かれた対決場で、真理が負けた例がありましょうか」と訳されている。
- 16 オノラ・オニール 『正義の境界』 神島裕子訳、みすず書房、2016 年、38-9 頁参 照。原著は 2000 年。
- 17 フランシス・ベーコン「忠告について」『随筆集』成田成寿訳、中央公論新社、 2014年、129 頁参照。「人間と人間との間の最大の信頼は忠告を与えるという信頼 である」と訳されている。原著は 1625 年。
- 19 ミル = John Stuart Mill のプレスの自由に対する諸見解に関しては、ジョン・スチュアート・ミル「思想と言論の自由」『自由論』山岡洋一訳、光文社、2006 年、40-124 頁参照。原著は 1869 年。